

## 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点 資料2

### 1. 行政機関間の情報連携、手続のオンライン化・改善等、デジタルの活用を通じて、住民の負担軽減及び地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るもの (重点募集テーマ)

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                        | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|---|--|---------------------------------------|---|--|---------------------------|
| 1 | 登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加<br>(地方税法)<br>【省令改正】<br><br>(管理番号38) | 北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県<br>(総務省、法務省) | <p>市町村は、都道府県が不動産取得税を課税するために必要な固定資産評価額及び建築年月日の情報を固定資産ごとに抽出して都道府県に通知している。</p> <p>地方税法の改正（令和5年4月1日施行）により登記所から都道府県に直接通知されることとなる不動産の登記情報について、登記所が保有する固定資産評価額及び登記事項である建築年月日の情報を追加する。</p> <p>これにより、不動産取得税の課税業務に係る市町村の負担軽減に資する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|---|---|--|
| 1 | <p>提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。</p> <p>そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。</p> <p>なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度を目途に移行することとされている固定資産税に係るシステム標準化及び令和8年度中に予定されている地方税ポータルシステム（eLTAX）の改修により市町村から都道府県への通知に係るオンライン化が進めば、提案団体の支障事例は解消されるのか。</li> <li>○ 仮に解消され、地方公共団体の事務負担が軽減されるのであれば、第2次ヒアリングにおいて資料等を用いて具体的に示していただきたい。</li> <li>○ 令和8年度までの期間においても、地方公共団体の負担軽減を図るため、何らかの措置を講じることは考えられないか。</li> </ul> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                               | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|---|--|--|--|---|--|
| 2 | <b>住民基本台帳<br/>ネットワークシ<br/>ステムの利用事<br/>務の拡大</b><br>(住民基本台帳<br>法)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号42・<br>125) | 山口市／福井<br>市、福井県<br>(総務省、農<br>林水産省、国<br>土交通省) | <p>地方公共団体が住民<br/>基本台帳ネットワーク<br/>システムを利用し本人<br/>確認情報の提供を受け<br/>ることができる事務につ<br/>いては、住民基本台<br/>帳法別表及び同法別表<br/>に関する省令により規<br/>定されている。</p> <p>同法別表等に、新た<br/>に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所有者不明土地の<br/>利用の円滑化等に關<br/>する特別措置法に基<br/>づく土地所有者探索<br/>事務</li> <li>② 森林法に基づく林<br/>地台帳作成・更新事<br/>務</li> </ul> <p>などを追加する。</p> <p>これにより、地方公<br/>共団体における業務の<br/>効率化と事業の円滑化<br/>が可能となり、住民<br/>サービスの向上に資す<br/>る。</p> | <p>所有者不明土地対策として住民基<br/>本台帳ネットワークシステムの活用<br/>が想定される事務について調査を行<br/>ったところであり、その調査結果も踏<br/>まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基<br/>本台帳ネットワークシステムの活用につ<br/>いて、必要な対応を検討することとしたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次ヒアリングにおいて、提案<br/>を実現する方向で検討する旨の説明<br/>があったが、多くの共同提案団体及<br/>び追加共同提案団体から支障事例が<br/>示されており、地方公共団体等の事<br/>務負担の軽減や事務の迅速化及び住<br/>民サービスの向上に資するためにも、<br/>住基ネットの利用範囲の拡大を幅広<br/>に行うよう、速やかに検討を進めて<br/>いただきたい。</li> </ul> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|---|--|--|--|---|--|
| 3 | <p><b>国家資格等に係る手続のオンライン化等</b><br/>           (調理師法、製菓衛生師法、通訳案内士法、クリーニング業法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、住民基本台帳法／栄養士法)<br/> <b>【法律改正等】</b></p> <p>(管理番号97・113~117)</p> | 新潟県、岐阜県／関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県<br>(デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省) | <p>① 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」※(以下「システム」という。)の対象資格に、調理師、製菓衛生師、全国通訳案内士、クリーニング師及び登録販売者を追加する。</p> <p>② システムの対象となっている管理栄養士等の手続について、オンラインで行われた場合の都道府県経由事務を廃止する。</p> <p>これらにより、都道府県等の事務負担の軽減及び申請者の利便性向上に資する。</p> <p>※国家資格等情報連携・活用システム(仮称)</p> <p>各種免許・国家資格等のデジタル化の推進のため、デジタル庁が開発・構築を進めている。</p> <p>税・社会保障・災害に係る32資格は、他の資格に先行して、令和6年度からの運用開始を目指すこととされている。</p> | <p>(①について)</p> <p>調理師免許、製菓衛生師免許、通訳案内士登録、クリーニング師免許、販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況を踏まえて、関係省庁とも協議の上、検討を進めていく。</p> <p>(②について)</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行うとされている各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係省庁とも協議の上、検討を行っているところである。</p> <p>都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととした。</p> | <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家資格等の制度所管省庁は、システムにより申請手続をオンライン化するに当たっては、都道府県経由事務が原則として不要となるよう整理すべきではないか。システムを所管するデジタル庁としても、当該整理を促すべきではないか。</li> <li>なお、管理栄養士に係る都道府県経由事務については、現在全ての都道府県を対象に実施しているヒアリングの結果を集約した上で、その結果及び今後の方向性を第2次ヒアリングでお示しいただきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル庁は、システムの構築・制度設計に際しては、都道府県経由事務が存在しない手続フローに対応できるようにすることを標準仕様とすべきではないか。</li> </ul> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)         | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|---|--|------------------------|---|---|--|
| 4 | <b>障害支援区分認定調査のオンライン化</b><br>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)<br><b>【通知改正】</b><br>(管理番号118) | 熊本市、船橋市、長崎市<br>(厚生労働省) | <p>障害支援区分認定調査※については、対面での実施が原則であるが、現在は、感染拡大防止の観点からオンライン実施が特例的に可能とされている。</p> <p>これを、へき地や遠隔地の居住者が対象であることや医師・看護師の同席など一定の要件下で、恒久的に可能とする。</p> <p>これにより、認定調査員の負担が軽減されるとともに、障害福祉サービスの円滑化に資する。</p> <p>※障害支援区分認定調査障害者（申請者）がどの程度の支援を必要とするかを評価するために、市区町村が行う調査。支給決定（有効期間は最大3年）及び変更の際に実施。</p> | <p>障害者総合支援法では、対面方式の面接により調査を行うことを規定しているが、調査項目を安全に実施するための対応等に十分配慮し、サービス提供者や利用者本人と直接の利害関係を有しない中立な立場の調査員により行われる必要がある。</p> <p>令和3年の臨時的な認定の取扱いは、対象者が希望しても面会規制等により認定調査を受けられることで、対象者の不利益とならないよう、緊急避難的に実施できることとしたものである。</p> <p>一方、遠方への調査については、法において、市町村は障害者等が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託できることが規定されている。</p> <p>今回ご提案のあった一定の要件を満たす場合の継続的なオンライン調査実施の可否については、これまでに行われた調査事例における課題の把握と調査の実態を踏まえた上で、慎重に対応を検討する必要があると考えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン認定調査に関する実態調査の結果及びその結果を受けた今後の方向性について、第2次ヒアリングでお示しいただきたい。</li> <li>○ オンライン認定調査を継続的に実施する場合に、中立性の確保等の観点から、立会いを行う者等に関して如何なる条件が必要と考えるか、見解をお示しいただきたい。</li> <li>○ 離島等のへき地を始めとして、オンライン認定調査の対象をどこまで拡大することが可能と考えるか、見解をお示しいただきたい。</li> </ul> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|---|--|--|--|--|---|
| 5 | <b>生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直し</b><br>(生活保護法)<br><b>【法律改正】</b><br><br>(管理番号127・128) | 大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合、福島県、栃木県／大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合<br>(厚生労働省) | <p>指定介護機関（※1）については、介護保険法上の指定やその取消等が行われた場合、生活保護法上も同様の措置を受けたものとみなされる。しかし、機関の名称等の変更や旧法指定機関（※2）の取消については、その対象外であるため、生活保護法上の届出等が別途必要である。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 介護保険法上の変更等の届出があった場合、生活保護法上の変更等の届出があったものとみなす。</p> <p>② 旧法指定機関について、介護保険法上の取消等を受けた場合、これを要件とした生活保護法上の取消等を可能とする。</p> <p>これにより、指定介護機関及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>（※1）生活保護法上の介護扶助を行う介護機関<br/>           （※2）H25生活保護法改正前に同法の指定を受けた介護機関</p> | <p>① 指定介護機関の指定及び指定取消しと変更等の届出においては、その性質が異なるところ、現状として、介護保険法上の変更等の届出がなされた場合に、生活保護法上の変更等の届出がなされたとみなす取扱いとはしていない。</p> <p>ご提案の変更等の際のみなし届の取扱いを仮に認めた場合、指定介護機関に係る届出先である都道府県等は、正確な指定情報を把握するため、介護保険制度上の届出先から、介護事業所の変更等に係る情報の提供を受ける必要があるが、両者の届出先が事業の種別により様々に異なる場合がある中で、事務負担等の観点から困難であると考える。</p> <p>② ご指摘の改正法施行以前に生活保護法上の指定を受けた介護機関について、介護保険法上の指定の取消しにより、生活保護の指定介護機関の指定を失わせることが可能か検討してまいりたい。</p> | <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険法上の変更届出は、介護サービスの種別により届出先が異なるため、届出を受理した介護保険部局から異なる地方公共団体の生活保護部局へ情報共有しなければならず負担になることであるが、提案団体によれば、現状、「指定申請」は問題なく情報共有がなされているとのことである。また、地方公共団体の視点のみならず事業者の視点も踏まえれば、「変更」も同様に連携できるようすべきではないか。</li> <li>○ 第1次ヒアリングで、生活保護部局と介護保険部局との情報連携を行うためのシステムの構築は困難とのことであったが、今後予定されているシステム標準化の中で、ワンストオンリーの視点で検討を進めていくべきではないか。</li> <li>○ 貴省が行った一部の地方公共団体への調査結果では、生活保護部局への変更届出の漏れはなかったとのことであるが、第2次ヒアリングまでに、透明性を確保した上で、実態調査を行い、その結果を示していただきたい。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧法指定機関にみなし取消を適用することは、不利益遡及禁止の観点から懸念があるとのことだが、平成25年改正法の立法趣旨も踏まえ、制度改革を検討いただきたい。</li> </ul> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                                     | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|---|--|--|--|---|---|
| 6 | <p>セーフティネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化<br/>(中小企業信用保険法)<br/>【法律改正】<br/>(管理番号171・288)</p> | <p>川西市、兵庫県／大府市<br/>(デジタル庁、財務省、経済産業省／財務省、経済産業省)</p> | <p>自然災害、構造的な不況等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者について、一般の保証限度額とは別枠での融資を保証する「セーフティネット保証制度」について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 中小企業者が当該制度を利用するに当たっては、市区町村長による認定を受ける必要があるところ、商工会議所及び商工会による認定も可能とする。</p> <p>② 中小企業者（又は代理申請する金融機関）が行う市区町村への認定申請から信用保証協会における保証決定までの手続をオンライン化するため、統一の仕組みを構築する。</p> <p>これらにより、市区町村の事務負担を軽減するとともに、中小企業者等の利便性向上に資する。</p> | <p>① コロナ支援として実施された事業復活支援金の事前確認業務のように、商工会議所・商工会には、その時々の中小企業を取り巻く状況に応じて新たな業務を依頼しているところであり、そうした事務負担増と代替手段の有無を十分に考慮する必要がある。</p> <p>コロナ禍においては、セーフティネット保証の認定件数が大きく増大（約1万件（令和元年度）→100万件前後（令和2年度、令和3年度））し、市区町村の事務負担が増加した結果、融資の実行に遅れが生じたものと承知。</p> <p>しかしながら、一部自治体においてはその認定事務の電子化を行うことで事務負担を軽減していることから、まずは認定システム構築に向けた実証事業等を通じて、市区町村の事務の効率化の実現状況等を踏まえ検討する必要があると考える。</p> <p>② セーフティネット保証における認定申請事務については、既に一部の自治体において電子化が始まっていることから、国において、今年度中に全国展開に向けたシステムのあり方を調査の上、プロトタイプの構築による実証事業を通して検証し、来年度からの実装を目指しているところ。</p> | <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村の認定事務を商工会議所及び商工会に移管するのではなく、案件の内容や市区町村・商工会議所・商工会それぞれの事務負担に応じた対応ができるよう、認定機関の選択肢を増やすという観点から検討いただきたい。</li> <li>○ 認定機関の拡充について、商工会議所及び商工会の意向を踏まえて検討し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定事務の電子化については、各市区町村に広く普及するよう、費用面も考慮して検討いただきたい。</li> </ul> |

## 2. 子どもを産み育てやすい社会の実現に向け、 要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

|   | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|---|---|--|--|--|---------------------------|
| 7 | <p>認定こども園に<br/>係る認可・認定<br/>の事前協議廃止<br/>及び保育関係施<br/>設・事業の変更<br/>届出事項を条例<br/>等の規定で可能<br/>とすること等<br/>(就学前の子<br/>どもに関する教<br/>育、保育等の総合的<br/>な提供の推進に<br/>関する法律、子<br/>ども・子育て支<br/>援法、児童福祉<br/>法)<br/>【法律改正等】<br/><br/>(管理番号193・<br/>231・232)</p> | <p>指定都市市長<br/>会／浜松市／<br/>浜松市<br/>(内閣府、文<br/>部科学省、厚<br/>生労働省)</p> | <p>指定都市の長は子ども・子育て支援施設・事業の認可等の権限を有しているが、子ども・子育て支援施設・事業に係る事務が都道府県と重複している状況を解消するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 認定こども園の認可・認定における指定都市の長が行う都道府県知事との事前協議を不要とする。</p> <p>② 認定こども園、保育所、地域型保育事業等において、施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項について、指定都市の長が条例等で定めることができるようにする又は届出事項を統一する。</p> <p>③ 認定こども園施設整備交付金について、国から都道府県を通じた間接補助ではなく、国から指定都市への直接補助とする。</p> <p>これらにより、事業者及び指定都市の負担軽減に資する。</p> | <p>次頁のとおり</p>                          |                           |

|   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|---|--|--|
| 7 | <p>(①について)<br/>指定都市等が認可・認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている。<br/>中核市や都道府県の意見を聞いた上で検討する必要がある。</p> <p>(②について)<br/>施設・事業に変更が生じた場合における変更の届出事項については、施設・事業ごとにその特性に応じて届出を行うべき事項を定めているため、条例等で各自治体が任意で事項を定めることができるようにすることは困難である。また、施設・事業種別にかかわらず届出事項を統一することについては、各届出事項の必要性について自治体における実態等も踏まえて精査する必要があり、現時点では困難と考える。</p> <p>(③について)<br/>当該交付金については、令和5年4月発足予定のこども家庭庁への移管が予定されており、一本化に向けて検討中。</p> | <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階にまで事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのでないか。</li> <li>○ 事前協議の結果、都道府県知事が広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定こども園法第3条及び第17条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないか。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行や、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の始まりにより、届出の種類は増加傾向にあり、制度ごとに届出事項が異なることから、誤りも多く発生しており、事業者、地方公共団体の双方において事務負担が増大している。特に、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の設置者が届け出ることとされている「目的」、「経費の見積もり及び維持方法」</li> <li>・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が届け出ることとされている「保育を必要とする子どもに係る利用定員」、「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員」、「教育保育概要」、「教育又は保育の目標及び主な内容」、「子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの」</li> <li>・保育所の設置者や小規模保育事業、事業所内保育事業を行う者が届け出ることとされている「法人格を有することを証する書類」</li> </ul> </li> <li>○ 認定こども園法に規定する届出事項は法律で規定され、その他の届出事項は省令で規定されている。制度間のバランスをとりつつ、特性に応じた実務の必要性に合わせができるよう、法形式を統一すべきではないか。</li> <li>○ 事業者ごとに必要な届出事項が即座に分かるような、デジタル化の観点からの改善方法はないか。</li> </ul> <p>(③について)</p> <p>概算要求に向けて、一本化について前向きに検討中という説明があったが、提案の趣旨は当該交付金を、国から都道府県を介した間接補助から指定都市への直接補助とすることであり、提案の趣旨を踏まえ実現されるよう検討していただくとともに、その検討状況について、2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。</p> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|---|--|--|---|--|---|
| 8 | 公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと<br>(児童手当法)<br>【法律改正】<br><br>(管理番号204) | 利府町、宮城县、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市<br>(内閣府) | <p>児童手当の支給は、公務員は所属長、公務員以外の者は居住地の市町村長が行うこととされているため、公務員が退職等した場合には申請先の変更が必要となるが、申請の遅れや申請漏れにより児童手当の不支給期間が生じる等の支障が起きている。</p> <p>そのため、公務員についても児童手当の支給を居住地の市町村長が行うこととする。</p> <p>これにより、申請先が異なることによる申請漏れが抑制され、住民サービスの向上に資する。</p> | <p>公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年の被用者年金の一元化で公務員等も厚生年金に加入するようになるなど、社会保障において公務員のみを別建てにする必然性は薄れていると言え、児童手当制度についても制度や仕組みの一元化が必要ではないか。</li> <li>○ 一元化については、内閣府子ども・子育て本部から地方公共団体に対して、昨年のアンケートで意向等について調査し、今年のブロック説明会では検討状況について示してきたところであり、地方公共団体においては期待感を持っていると考えられ、一元化に向けた検討を行っていくべきではないか。</li> <li>○ 退職する公務員について、居住地の市町村に情報提供し、市町村から受給者本人にプッシュ型の通知をすることはできないか。個人情報の共有も、法律で規定する方法や本人同意を得る方法があるのではないか。</li> <li>○ 通知による制度の周知だけでなく、申請漏れを少なくするために何ができるかを検討するべきではないか。</li> </ul> |

|   | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|---|--|--|--|--|--|
| 9 | <b>放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準の見直し<br/>(児童福祉法)<br/>【法律改正】</b><br><H28、H29、H30年フォローアップ案件><br>(管理番号H28-98・111・213、H29-25、H29-104・105、H29-161、H29-303、H30-21、H30-47・278) | 栃木県、松山市、広島市／長洲町／岐阜県、本巣市、中津川市／全国知事会、全国市長会、全国町村会／出雲市／豊田市／うるま市／九州地方知事会<br>(厚生労働省) | <p>放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員）の資格と員数について、従うべき基準として全国一律の基準が定められていたことが、人材確保の支障となり、地方における放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難となっていたことから、令和元年の第9次一括法により当該従うべき基準の参酌化を行った。</p> <p>第9次一括法の附則に規定されている内容の検討状況を把握することとする。</p> <p>（参考）<br/>           地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）<br/>           附則<br/>           第5条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>&lt;平30&gt;</p> <p>(i) 放課後児童健全育成事業（6条の3第2項及び子ども・子育て支援法（平24 法65）59条5号）に従事する者及びその員数（34条の8の2第2項）に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。<br/>           なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放課後児童支援員の資格及び員数については、引き続き、子どもの安全を確保しつつ、現行の基準（参酌すべき基準）として維持していくべきではないか。</li> </ul> |

### 3. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|------------------|---|--|---------------------------|
| 10 | 指定介護予防支援事業者の指定対象の拡充に関する見直し<br>(介護保険法)<br>【法律改正等】<br><br>(管理番号 1) | さいたま市<br>(厚生労働省) | <p>居宅要支援者に対し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する指定介護予防支援事業者の指定対象は、「地域包括支援センターの設置者」に限定されているため、地域包括支援センターの業務負担が増加している。</p> <p>このため、指定対象を指定居宅介護支援事業者と同様に、「介護予防支援事業を行う者」へと拡充する見直しを行う。</p> <p>これにより、地域包括支援センターをはじめ、市区町村の負担軽減に資する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 10 | <p>地域包括支援センターは、包括的支援事業（高齢者等からの相談に幅広く対応する総合相談支援業務、高齢者虐待等への対応を行う権利擁護業務、介護支援専門員への支援や指導を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）と要支援者等に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントとを総合的に行うことにより、地域の関係者とのネットワークのもと地域の高齢者等の生活を包括的に支援する機関である。こうした取組を通じて、市町村と一体となって、地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。</p> <p>要支援者等の軽度者に対するケアマネジメントについては、要支援者に対する介護予防支援と要支援となる前段階の者を含めた高齢者への介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが一体的に行い、介護予防給付のサービスや市町村が実施する地域支援事業につなげ、地域とのつながりを維持しながら、要支援者等の有する能力に応じた柔軟な支援をするほか、地域課題の把握等を行うことが重要である。このため、要支援者等に対する適切なケアマネジメントを実現する観点等から、地域包括支援センターが引き続き当該業務を行うべきであり、業務委託を推進するための環境整備が重要な意見を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、委託連携加算の創設を行ったところ。</p> <p>地域包括支援センターの業務量等については調査研究等で把握しているところであり、民間法人たる居宅介護支援事業所が介護予防支援事業の指定を直接受けられるようにすることについては、センターの業務負担軽減と機能強化や介護予防を効果的に実施する観点から、その他の業務のあり方を含め、引き続き社会保障審議会介護保険部会等の意見を踏まえて検討していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次ヒアリングで、高齢化の進展に伴い業務負担の更なる増加が見込まれる中、地域包括支援センターの持続可能性を確保することは極めて重要であり、地方公共団体とも連携し、同センターの業務の合理化等に取り組んでいく旨の説明があったが、早急に具体的な改善策を講じるべきではないか。第2次ヒアリングまでに、提案趣旨・内容を踏まえつつ、同センターの持続可能性をどのように確保していくのか、見解を示していただきたい。</li> <li>○ 提案団体によれば、ケアプランの作成件数のうち委託の割合が半数以上であるものの、ケアプラン作成以外の事務は残り、左記加算では委託件数の増加にはつながらないこと等から、委託では抜本的な解決になっていないとのことである。<br/>これらを踏まえれば、地域包括支援センターのみに依存するのではなく、指定を受けた事業者と行政との連携の仕組みを構築した上で、事業者の指定対象を同センター以外にも早急に広げるべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)  | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|---|---|---|--|
| 11 | <b>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きの見直し</b><br>(国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法)<br><b>【省令改正等】</b><br>(管理番号19・192) | 宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市／指定都市市長会<br>(厚生労働省) | <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の支給申請手続きは、毎年、対象者が申請を行うこととなっているが、実態としては保険者から勧奨通知を送っているなど負担になっている。</p> <p>このため、被保険者からの初回の申請をもって、以降は都度、申請によらずとも、継続支給を可能とする見直しを行う。</p> <p>これにより、被保険者の申請手続きの効率化、市区町村及び後期高齢者医療広域連合等の保険者の事務負担の軽減に資する。</p> | <p>高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生するごとに申請することが原則である。一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めるることは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。</p> <p>この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。</p> <p>お尋ねの提案については、国民健康保険・後期高齢者医療及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「情報連携による申請窓口のワンストップ化」では、転居等によって、保険者に変更があった一部の被保険者しか該当せず、大抵の被保険者や地方公共団体にとって負担が大きい。<br/>           このため、マイナンバーによる情報連携の活用も含め、地方公共団体の判断により申請手続きの簡素化を可能とすべきではないか。</li> <li>○ 「地方自治体の意見を踏まえつつ」とあるが、既に多くの共同提案団体等から支障が示されており、制度改正の必要性が高いことから、速やかに措置を講じていただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|----------------|--|--|---------------------------|
| 12 | 中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等に係る介護報酬等の見直し<br>(介護保険法)<br>【告示改正等】<br><br>(管理番号79) | 山都町<br>(厚生労働省) | <p>中山間地域等における訪問介護においては、介護事業所から利用者宅が遠く、散在していることから、サービス時間よりも移動時間の方が長くなり、事業所がサービス提供を断るといった課題が生じている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護報酬上の訪問介護労働者の移動時間等の考え方を明確化する。</li> <li>② 中山間地域等における訪問介護労働者の移動時間等の実態を踏まえ、介護報酬等の見直しを行う。</li> </ul> <p>これらにより、地域の実情に応じた訪問介護サービスの提供が可能となり、中山間地域等における訪問介護の安定確保に資する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 12 | <p>訪問介護労働者に係る移動時間及び待機時間の取扱いを始めとする法定労働条件の遵守については、労働基準監督機関において、関係事業者に対する説明会の実施等により、その周知徹底を図ってきたところである。また、令和2年3月30日には、地方自治体の介護保険担当部門に対して事務連絡を発出し、訪問介護における移動時間は、原則として労働時間に該当する旨の周知を図ったところである。</p> <p>この点、介護報酬については、サービスに要する平均的な費用（労働時間に対して支払われる賃金等の入件費も含まれる）の額を勘案して設定することとされており、訪問介護における移動時間は、原則として当該労働時間に該当することとなっている。</p> <p>加えて、中山間地域など人員・設備等の基準を満たすことが難しい地域においては、当該基準を緩和した基準該当サービス等の提供が可能であるほか、出張所を設けるなど移動効率を高めるための配置の工夫もなされうるところである。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中山間地域等のようなサービスに要する平均的な費用（特に移動時間）を優に上回る地域については、介護報酬では評価されていないのではないか。<br/>例えば、都市部のように車を使わず利用者宅をはしごできるような環境と、中山間地域等のように利用者宅が散在している環境としては移動時間は大きく異なるが、こうした地域特性の違いは介護報酬上どのように扱われているのか、考え方を明確にすべきではないか。</li> <li>○ 基準該当サービス等に関して、本提案の支障は、訪問介護に係る人員は配置できているものの移動時間等が大きな負担になっているという点を踏まえれば、直接的な解決方法とはなり得ない。<br/>また、出張所（いわゆる「サテライト事業所」）に関して、提案団体によれば、利用者宅が広範囲に点在する立地状況や町内の事業所の運営状況を踏まえれば、新たに出張所を設けることは現実的ではないとのことである。<br/>これらを踏まえ、中山間地域等における訪問介護の移動時間等の実態を十分に把握の上、地域の実情に応じた持続可能な訪問介護の制度のあり方を早急に検討し、第2次ヒアリングでその方向性を示していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--|---|--|--|
| 13 | <b>生活保護の受給開始に伴う国民健康保険の資格喪失に係る届出を不要とする見直し</b><br>(国民健康保険法)<br><b>【省令改正】</b><br>(管理番号81) | 砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町<br>(厚生労働省) | <p>国民健康保険の被保険者が生活保護受給者となる場合は、世帯主から市区町村に対し、14日以内に資格喪失の届出が必要とされているが、手続きが失念されることで、国民健康保険税の払戻処理等の事務負担が生じている。</p> <p>このため、生活保護の受給開始を市区町村が公簿等により確認できるときは、届出を不要とする見直しを行う。</p> <p>これにより、市区町村の事務の効率化及び住民の負担軽減に資する。</p> | <p>国民健康保険においては、資格管理の適正化や保険料（税）収納の円滑な処理を行う観点から、「国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」（平成4年3月31日保発第40号厚生省保険局国民健康保険課長通知）において、転居等により現住所に不現住の者については、現地調査を経て被保険者が転出・転居していること等の一定の要件を満たす場合には、職権による資格喪失を認めているところである。</p> <p>このため、国民健康保険担当窓口において、生活保護の受給を開始した者の資格喪失の届出に係る事項を確認できる場合には、職権による資格喪失も可能と考えられるため、提案の実現に向け、市町村の実態を把握しつつ、必要な対応を検討してまいりたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。昨今の生活保護受給世帯数の増加に伴い、被保険者及び地方公共団体の負担軽減を図る観点から、速やかに措置を講じるべきではないか。</li> <li>○ 措置の実現に向けて、実態把握方法や実現時期等について、第2次ヒアリングまでに具体的に示していただきたい。</li> </ul> |

## 4. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|--|--|--|---------------------------|
| 14 | <b>マイナンバー<br/>カード関係手続<br/>の合理化</b><br>(電子署名等に<br>係る地方公共団<br>体情報システム<br>機構の認証業務<br>に関する法律、<br>行政手続における特定の個人を<br>識別するための<br>番号の利用等に<br>に関する法律)<br><b>【要領改正等】</b><br><br>(管理番号15・<br>90・246・280) | 松山市、今治<br>市、八幡浜市、<br>新居浜市、西<br>条市、大洲市、<br>四国中央市、<br>西予市、東温<br>市、上島町、<br>久万高原町、<br>松前町、内子<br>町、伊方町、<br>松野町／徳島<br>県、香川県、<br>愛媛県、高知<br>県／特別区長<br>会、龍ヶ崎市、<br>大磯町、豊田<br>市、砥部町、<br>佐世保市、宮<br>崎市／宮崎市<br>(デジタル庁、<br>総務省) | <p>今後マイナンバーカードの普及が進むにつれ、カード本体やカードに搭載されている電子証明書の更新等に伴う市区町村の事務負担が更に増加することが見込まれる。このため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① マイナンバーカード交付手続について、委託事業者による本人確認を含めた申請受付を可能とする。</li> <li>② マイナンバーカード更新手続について、申請をマイナポータル等のオンラインやコンビニエンスストアのキオスク端末で行えるようにするとともに、オンラインによる本人確認の導入により窓口での本人確認を不要とし、郵送による更新カード受取を可能とする。</li> <li>③ 電子証明書の更新及び各種パスワードの初期化・再設定の手続について、オンラインやコンビニエンスストアのキオスク端末での手続を可能とする。</li> </ul> <p>これらにより、住民や市区町村窓口の負担軽減に繋がり、マイナンバーカード関係手続の円滑化に資する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 14 | <p>(①について)</p> <p>マイナンバーカードは、本人確認を経て交付されることで、カード及び電子証明書の記載・記録事項等が公証されたものとなり、これによつて、例えば署名用電子証明書を用いて行政手続に係る電子申請を行つた際には、住民票の写し等の提出を省略できるといった法的効果が発生する。そのため、カード交付や電子証明書発行に係る本人確認は、上記のような添付書類の提出が省略可能となる法的効果の発生が予定されていると言えることから、公権力の行使と解され、民間事業者に委託することは適当ではないと考える。</p> <p>(②について)</p> <p>マイナンバーカードは、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。有効期間満了によるマイナンバーカード更新の際には、更新時点での申請者の顔と、申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要がある。これをオンラインで行うとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考える。</p> <p>(③について)</p> <p>電子証明書の発行は、市区町村窓口において対面での本人確認を経て発行することで、政府ガイドライン上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、オンラインで本人確認を行う場合、他人に知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がることで、電子証明書の活用範囲が限定される可能性がある。</p> <p>署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を可能とすることについては、認証強度やシステム開発にかかる費用対効果の観点から慎重な検討が必要である。</p> | <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築確認等、公権力の行使と解される行為についても民間委託が可能とされてきていることを踏まえると、民間委託の判断において重要なのは、公権力の行使かどうかではなく、委託時に事務処理の正確性等を担保できるかどうかではないか。</li> <li>○ 例えば、秘密保持や個人情報漏洩防止等を受託事業者に義務付けるなどの措置を講じた上で、委託可能とすることはできないか。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っているにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。</li> <li>○ マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とする 것을を目指すべきではないか。</li> </ul> <p>(③について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子証明書の更新について、例えば、令和4年度中の構築を目指しているマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載においては、インターネット回線上に秘密鍵を流さずにスマートフォン用電子証明書が発行できると聞いているが、こうした最新の技術を活用又は応用するなどして、保証レベルを維持したまま電子証明書を更新可能とすることを目指すべきではないか。</li> <li>○ 署名用電子証明書以外の暗証番号についても、オンラインでの本人確認による初期化・再設定手続の実現を検討いただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針                | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|----------------|--|---|---|
| 15 | <b>建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し<br/>(建築基準法)<br/>【法律改正】</b><br><br>(管理番号16) | 今治市<br>(国土交通省) | <p>建築主事は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならないが、本市では建築主事の継続的かつ安定的な確保に不安を有している。</p> <p>建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政に関する2年以上の実務経験を積んだ者となっている。</p> <p>受検時に実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととする。</p> <p>これにより、建築基準適合判定資格者検定の受検機会が増加し、建築主事の人材確保に資する。</p> <p>＜参考：建築士試験＞<br/>           建築士試験においては、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）により、受験要件であった実務経験が免許登録要件に改められ、原則として、試験の前後にかかわらず、免許登録の際までに積んでいればよいこととされた。         </p> | <p>提案の内容を踏まえ、建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととした。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次ヒアリングにおいて、建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、資格登録までに実務経験を積めば建築主事の技術水準を低下させることにはならないこと等に鑑みれば、提案のとおり対応して問題ないのではないか。</li> <li>○ 地方公共団体において建築主事となり得る人材を確保することは喫緊の課題であるため、早急に検討を進め、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|--|--|--|
| 16 | <b>大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止</b><br>(大規模小売店舗立地法)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号27・86) | 長崎県、九州地方知事会、宮城県、福島県、新潟県／宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会（経済産業省） | <p>大規模小売店舗について、店舗設置者又は小売業者が法人である場合、その代表者の氏名に変更があったときは都道府県に届け出なければならないとされている。</p> <p>複数店舗を展開している法人の場合、代表者が変更となる都度、届出された全ての店舗について変更の届出が必要となり、届出者及び地方公共団体の事務負担が多大であるため、店舗設置者又は小売業者が法人である場合の代表者の氏名変更に係る届出を廃止する。</p> <p>これにより、地方公共団体や届出事業者の事務負担の軽減に資する。</p> | <p>今回、変更時の届出の廃止が検討されている法第5条第1項第2号に規定する大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表の氏名（以下「代表者氏名」という。）は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、都道府県等の法執行上重要な事項である。すなわち、同項第6号では施設の運営方法に関する事項が届出の対象となっているが、具体的には開店時刻及び閉店時刻など小売業を行う者に関する事項も含まれており、その確認等に当たっては代表者氏名を都道府県等が活用することなどを想定されている。従って、引き続き届出を求ることとした。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代表者氏名の情報が必要な場面があるとしても、届出事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、より効率的な情報把握の方法を検討し、法人代表者の氏名の変更の届出については廃止・見直しを検討すべきではないか。</li> <li>○ 仮に変更の届出は必要であり、廃止が困難であったとしても、法人代表者の氏名の変更のみの場合にも、公告、縦覧、意見聴取等の他の事項の変更の場合と同じ手続を求めるのは、「周辺の地域の生活環境の保持」という法目的に照らしても過大であり、届出後の手続の見直しを行るべきではないか。</li> <li>○ 都道府県等の実態や意向を確認し、第2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                             | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--|--|---|--|
| 17 | <b>会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し<br/>(地方自治法)<br/>【法律改正】</b><br><br>(管理番号89) | 徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合<br>(総務省) | <p>地方公共団体の会計年度任用職員の勤勉手当については、地方自治法等の規定により支給できないこととされており、期末手当のみが支給されている。</p> <p>一方で国の非常勤職員（期間業務職員）においては勤勉手当の支給が可能（※）であるため、国及び地方公共団体の常勤職員並びに国の非常勤職員と地方公共団体の会計年度任用職員の間に不均衡が生じている。</p> <p>（※）平成30年度においては、国の期間業務職員の9割強に対して、勤勉手当が支給されている。</p> <p>そこで、地方公共団体において、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することを可能とする。</p> <p>これにより、会計年度任用職員の人材確保や意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資する。</p> | <p>勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次ヒアリングにおいて、地方公共団体の意見を伺うとの説明があったが、地方公共団体からはどのような意見があったのか。</li> <li>○ 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して、検討の進捗状況や方向性、今後のスケジュールについて、第2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|------------------|--|---|---|
| 18 | シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備<br>(都市公園法)<br>【政令改正等】<br><br>(管理番号245) | 特別区長会<br>(国土交通省) | <p>都市公園法上、一の公園施設としてのシェアサイクルポート設置の可否が不明確であり、その設置に二の足を踏んでいる。</p> <p>以下のいずれかの措置により、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 都市公園法上の公園施設のうち便益施設について定める都市公園法施行令第5条第6項にシェアサイクルポートに関する規定を追加する。</li> <li>ii) 同項に規定する「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。</li> </ul> <p>これにより、都市公園内のシェアサイクルポートの迅速な設置が可能となり、住民の利便性向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する。</p> <p>※シェアサイクルポートとは、不特定多数の人が自転車を共同利用するための貸出・返却する拠点となるもの。</p> | <p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。</p> <p>シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。</p> <p>なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可特例のスキームを活用して設置されたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1次ヒアリングにおいて、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設である「駐車場」に該当すると説明があったが、多くの追加共同提案団体から支障が示されていることを踏まえると当該説明が浸透しているとは言えないのではないか。政令を改正し、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを明確にすべきではないか。</li> <li>○ 「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」は現実的に想定されないのではないか。</li> </ul> |

## 5. 計画策定等に関する見直しを通じて、地方の自主性及び自立性の確保を図るもの (重点募集テーマ)

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)  | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|---|--|--|---------------------------|
| 19 | 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画について一体的策定を可能とすること及び過疎地域持続的発展市町村計画策定に係る議会の議決手続の見直し等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）<br>【法律改正】<br><br>(管理番号 2・14・166) | 鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県／兵庫県、京都府、和歌山县、鳥取県、徳島県、関西広域連合／高山市<br>(総務省) | <p>① 過疎地域持続的発展方針（以下「過疎方針」という。）及び過疎地域持続的発展都道府県計画（以下「都道府県過疎計画」という。）について、記載事項が重複していることから、いずれかを廃止し、両者の一体的策定を可能とする。</p> <p>② 都道府県における計画策定時の大臣同意を不要とするとともに、計画の記載事項を簡素化する。</p> <p>③ 過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村過疎計画」という。）について、法定されている市町村議会の議決手続を見直す。併せて、市町村過疎計画が都道府県過疎計画に基づくことを不要とする。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 19 | <p>過疎方針は、都道府県の施策の大綱となることに加え、過疎地域持続的発展市町村計画（以下本回答中「市町村計画」という。）策定の前提として不可欠である。過疎地域持続的発展都道府県計画（以下本回答中「都道府県計画」という。）は、過疎方針を踏まえ、都道府県がどのように事業を実施していくかを定めるものであり、性格を異にすることから、過疎方針の廃止・都道府県計画との一元化は困難である。</p> <p>市町村計画と国の施策との整合性が間接的に保たれる仕組みとして、過疎方針に基づく計画策定が必要である。</p> <p>方針策定時の主務大臣の同意については、過疎方針が国の施策と整合していることを確認するために必要である。</p> <p>市町村計画は、ほとんどの行政分野に関わり、過疎地域の将来像の基本方向を定める重要なものである。財政面をはじめ、自治体の行政運営に多大な影響を及ぼすため、議決を経ることで、市町村の意思として決定し、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があることから、議決要件は必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 過疎地域の持続的発展を図るとする過疎方針と都道府県計画の目的は同じであり、また、記載事項の相当部分に重複がある。両者には基本計画と実施計画的な役割があることから性格を異にするものだとしても、一元化を不可とする理由にはならないのではないか。</li> <li>○ 市町村計画と国の施策との整合性については、本来市町村計画は、地域の実情に基づき施策を展開することで効果が発揮されるところであり、あらかじめ都道府県が市町村計画に対し独自に内容的規制・方向づけを加える余地は少ないとから、市町村計画は過疎方針ではなく、法令に基づいて策定することを求めることで足りるのではないか。</li> <li>○ 国の施策について具体的な施策・方針を定めているのか。定めていないのであれば、国が掲げる目標（法第4条）について措置を講じていくことは、都道府県の責務（法第6条）として規定されていることから、都道府県においては当然に法の規定を踏まえ過疎方針を策定しており、国の施策との整合性を確認するために大臣同意にかかるしめる必要まではないのではないか。</li> <li>○ 都道府県計画は議決を必要としておらず、計画の位置づけと計画策定の責任の所在の明確化を図る必要があることを理由に市町村計画にのみ議会の議決要件が必要とされていることは同じ根拠法であることからも理由が不明確ではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                                     | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--|--|--|---------------------------|
| 20 | <b>地域公共交通計画等に係る手続の見直し<br/>(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)<br/>【法律改正】<br/>(管理番号 3・263)</b> | 鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合／神戸市（国土交通省） | <p>① 地域公共交通利便増進実施計画について、大幅な路線再編を除く便数や経由地等の変更等の軽微な変更を、国への事前申請から事後届出とする。</p> <p>② 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に位置づけられる地域公共交通計画の策定が補助の要件となっていることで、計画策定に係る手續が過度な負担となっているため、要綱に基づく補助計画を補助の要件とする。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 20 | <p>① 微細なルート変更や予定便数の微増減等、利便性への影響が軽微なものにとどまることが明らかな変更については、国土交通大臣あるいは権限の委任を受けた運輸局長に対し、変更点を共有すればよいとする等、柔軟に運用しているため、適宜、各運輸局交通政策部まで相談いただきたい。</p> <p>② 地域公共交通確保維持改善事業費の補助については、真に公的負担による確保維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な補助を行うため、令和7年事業年度より、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけを要件とすることとなっており、補助制度と連動させた地域公共交通計画の作成にあたっては、令和6年事業年度まで経過措置期間を設けている。また、従来の要綱に基づく補助計画においても、補助対象系統を追加又は削除する場合は、協議会の開催などの必要な手順を踏んで、変更の手続きを行っていたといったところ。</p> | <p>(①②共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> </ul> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の変更が行われるごとの相談では手續の往復に時間を要し、国、地方公共団体共に労力がかかるため、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」に記載されている認定が不要である場合の例示の追記や、認定自体が不要で届出制とするなどの取り扱いの緩和など手續を簡素化することはできないか。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が地域公共交通計画を作成しない場合は、幹線沿道の各市町村が地域公共交通計画を作成することとなり、市町村ごとにこれまで設置していた協議会とは異なる活性化再生法に基づく法定協議会の開催が必要になる等、事務負担増大につながるため、補助の要件は従来の手続によれば足りるものとするべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                             | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--|--|--|---------------------------|
| 21 | <b>建設工事従事者<br/>の安全及び健康<br/>の確保に関する<br/>都道府県計画の<br/>廃止</b><br>(建設工事従事者<br>の安全及び健<br>康の確保の推進<br>に関する法律)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号 4) | 鳥取県、兵庫<br>県、全国知事<br>会<br>(厚生労働省、<br>国土交通省) | 建設工事従事者の安全<br>及び健康の確保に関する<br>都道府県計画について、<br>安全及び健康の確保に必<br>要な取組に地域的差異は<br>少なく、国における基本<br>計画で十分であり、当該<br>計画を廃止する。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 21 | <p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な取組の実施に当たっての方法等については、それぞれの都道府県の工事の種類や規模などにより異なるため、地域の実情に応じた都道府県計画の策定を努力義務として課しているものと考える。</p> <p>この法律は超党派の国会議員の発議により全会一致で成立し、都道府県計画の策定については、都道府県がその実情に合わせて策定に努めるべきとの国会の審議を経て決定されたものであることからも同計画自体を廃止することは困難であるが、努力義務でもあり、都道府県の判断で策定しないこともできる。</p> <p>都道府県労働局主催の建設工事関係者連絡会議と都道府県計画関係の協議会とを同時に開催しても差し支えないため、取扱いについては都道府県労働局等へ周知する予定。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 都道府県計画という形式にこだわらずとも、国で策定した計画を踏まえつつ、関係者の連携を図ることをもって、建設工事従事者の安全確保は実現できるのではないか。地域の実情への配慮についても、国の計画において自然条件や大規模事業に伴う建設工事の動向等を記載した上で、県が地域の実情を踏まえて施策を展開すれば十分であり、都道府県ごとに計画の策定を求めるほどの内容ではないのではないか。</li> <li>○ 議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)                                | 提案の概要 | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|---|-------|---|---------------------------|
| 22 | <b>総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止</b><br>(総合保養地域整備法)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号 5) | 鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会<br>(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省) |       | 総合保養地域整備基本構想について、休止状態となっている構想が多いものの、廃止に当たっては政策評価を行った上で主務大臣への同意付き協議が必要であり、手続の負担が大きいことから、廃止に係る手續を簡素化する。 | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 22 | <p>総合保養地域整備法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣）に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。</p> <p>市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な政策評価が実施されているか、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス</li> <li>・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地区指定への影響や、廃止後の環境への配慮をどのように行うか等基本構想廃止の影響を確認するため審査が必要であり、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。</li> </ul> <p>このため、政策評価を行った上での主務大臣協議は必要な手続きと考えているが、道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために最低限必要な書類に限るなど、廃止手続きに係る自治体の負担軽減について検討してまいりたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 第1次回答、第1次ヒアリングでは、廃止手続きに際し、道府県に提出を求める書類について、自治体の負担軽減について検討するとのことであったが、必要最低限に限るよう抜本的に見直されたい。</li> <li>○ 第1次ヒアリングでは、同意基本構想は策定時に主務大臣の同意を得ているからその廃止に当たっても主務大臣協議が必要との説明であったが、廃止の場合は道府県が国の支援を受けることはなくなるのだから、協議を義務付ける必要はなく、例えば届出で足りるのではないか。</li> <li>○ 現行制度では廃止を変更の1類型と解して変更の手続を廃止に準用しているが、総合保養地域整備法制定時（昭和62年）においては基本構想を廃止すること自体想定されていなかったのではないか。そうだとすれば、廃止の手続について同法の制約はなく、通知等により廃止の手続を新たに定めて問題ないのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--|---|--|---------------------------|
| 23 | <b>地震防災緊急事業五箇年計画について他計画との代替を可能とすること並びに計画策定手続及び進捗管理の簡素化</b><br>(地震防災対策特別措置法、国土強靭化基本法)<br><b>【法律改正等】</b><br>(管理番号 6・170) | 鳥取県、滋賀県、兵庫県、徳島県、京都市、堺市、全国知事会、中国地方知事会／全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合(内閣府) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重複する趣旨・内容が多い、国土強靭化地域計画と統合する。</li> <li>② 計画策定に伴って必要となる協議・同意を不要とする。</li> <li>③ 毎年度ある国による詳細な進捗管理の照会・調査の内容について、計画内容の推移や増減額ではなく、現在の進捗状況の結果についてのみの照会にするなど、簡素化を行う。</li> </ul> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--|
| 23 | <p>(①について)</p> <p>地震防災対策特別措置法（以下「法」）上、都道府県知事は地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」）を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、国土強靭化地域計画（以下「地域計画」）には、作成にあたり、内閣総理大臣との協議を行う規定はない。</p> <p>そのため、国との協議を必要としない地域計画をもってして、五箇年計画と見なすことは出来ず、代替可能とは困難。</p> <p>(②について)</p> <p>法上、五箇年計画に基づき地方公共団体が実施する事業に要する経費について、主務大臣の定める基準等に適合するものに限り、それに要する経費の一定割合を国が負担することとしているため、国の同意手続を設け、基準等への適合を確認しているものであり、国との協議及び国による同意の廃止は困難である。</p> <p>一方、計画策定に係る事務負担軽減については、例えば、下調整の簡素化などについて、関係省庁と調整の上、検討を進めてまいりたい。</p> <p>(③について)</p> <p>計画の進捗状況の調査についても、例えば調査項目の精査を行うなど、事務負担の軽減について検討を進めてまいりたい。</p> | <p>(①②③共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> </ul> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域計画中の五箇年計画に相当する部分について、地震防災対策特別措置法上求められている国との同意協議を行いさえすれば、何ら支障なく両計画を一体的に策定できると認識している。そのような考え方に基づき、両計画の一体的策定を可能とすることについて、第2次ヒアリングまでに検討結果をお示しいただきたい。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律上、都道府県知事が実施しなければならないのは、内閣総理大臣への同意協議のみであり、関係行政機関の長の意見聴取は内閣総理大臣が行うこととなっていることから、少なくとも、現在の運用上都道府県に求められている計画策定前の関係行政機関との協議は廃止すべきではないか。仮に、主務大臣の定める基準等への適合性に係る関係行政機関への確認が必要なのであれば、当該確認は内閣府が一元的に実施すべきではないか。</li> </ul> <p>(③について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記のほか、国との協議手続全体について、都道府県の事務負担を軽減するため、下調整・事前協議・正式協議という過重な協議手続の見直しをすべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)    | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|-------------------|---|---|---|
| 24 | <b>環境関係の計画等の一体的策定</b><br>(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律、地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律、水質汚濁防止法、食品ロスの削減の推進に関する法律)<br><b>【法律改正等】</b><br>(管理番号 8) | 島根県<br>(消費者庁、環境省) | <p>環境関係法令に規定されている環境関係の計画・方針について、政策的に関連が深いものが多いことから、地方公共団体が一体的に策定することを可能とする。</p> <p>併せて、今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとする。</p> | <p>以下の計画等については、地方公共団体の判断により、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定いただいて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品ロス削減推進計画</li> <li>○ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針</li> <li>○ 地域自然資源区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律第4条第1項に基づく地域計画</li> <li>○ 水質汚濁防止法第16条第1項に基づく測定計画</li> </ul> <p>この旨が通知、事務連絡その他の手段により地方公共団体に周知されていない場合は、周知していただきたい。</p> <p>なお、食品ロス削減推進計画については「食品ロスの削減に関する基本的な方針について」(令和2年3月31日消費者庁長官通知)により、既に周知を行ったところ。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 環境関係の計画等について、他の環境関連法令に基づく計画等と一体的に策定が可能である旨の周知をいつまでに行うか具体的に示していただきたい。</li> <li>○ 今後、環境関係法令の制定・改正により、地方公共団体において、新たに計画・方針の策定を行う必要が生じた場合の取扱いについても具体的に示していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)             | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|----------------------------|--|--|---------------------------|
| 25 | <b>地方版団柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止</b><br>(道路運送車両法)<br><b>【要綱改正】</b><br>(管理番号58) | 香川県、徳島県、愛媛県、高知県<br>(国土交通省) | 令和4年4月の地方版団柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対して毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告の提出並びに協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなつたが、当該計画等の提出の義務付けを廃止する。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|---|
| 25 | <p>地方版図柄入りナンバープレートは、地域の観光資源等をデザインした図柄を取り付けた自動車が地域の内外を走ることにより、その地域の知名度が向上し、地域振興及び観光振興等に繋がることを目的としたものである。その効果を十分に発揮するためには、同ナンバープレートの一定以上の認知度が必要であるため、継続した普及促進活動が行われることが重要である。</p> <p>このため、地方公共団体には、普及促進計画を作成頂くとともに、その実績報告を提出頂くこととし、国は、地方公共団体の取組の好事例等の共有等を行うなど、両者が連携して効果的に普及促進を図ることとしたものである。</p> <p>なお、地方公共団体の普及促進活動の内容や水準及び財政負担については一律の措置を求めるものではなく、自主性によることを基本としており、地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない。また、普及率等の数値目標の設定については、地域住民の選択の自由を阻害するものとまではいえないと考える。</p> <p>また、寄付金の活用方針等について、これまでナンバープレートの交付開始後に地域の協議会で決定頂いていたものを交付開始前に決定頂くこととしたところであるが、これは、図柄入りナンバープレートに係る制度等のあり方を検討するための有識者会議において、「交付開始前に寄付金の活用方針や目標を定めてPRする方が、図柄入りナンバープレートの普及及び寄付の促進に有効ではないか」とのご意見を頂いたことを踏まえ、措置したものである。</p> <p>なお、既に寄付金の活用方針が決定されている場合は、それで足りるものであり、地方公共団体に新たに二重の事務負担を課すものではないと考える。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手續は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 普及促進計画等について「地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない」等の回答であるが、計画等の策定に当たっては関係団体との調整等の事務負担が生じる。地方の声に耳を傾け、普及促進計画等の廃止を基本として、事務の簡素化・効率化を検討いただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|------------------|---|--|---------------------------|
| 26 | <p><b>公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化</b><br/>           (公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について)<br/> <b>【通知改正】</b><br/>           (管理番号72・269)</p> | 広島市／神戸市<br>(総務省) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国が計画の見直しを行うにあたり、地方公共団体に一律の見直しを求めるのではなく、各地方公共団体において適時適切な時期での公共施設等総合管理計画の見直しを行うことができるようとする。</li> <li>② 個別施設計画と内容が重複する部分があるため、総合管理計画の必須記載事項を見直す。</li> </ul> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 26 | <p>① 公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。</p> <p>一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。</p> <p>今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。</p> <p>② 公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。</p> <p>ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。</p> <p>見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。</p> | <p>(①②共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> </ul> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の見直し時期に関する今後の対応について、具体的な方針をお示しいただきたい。国の計画見直しに伴って地方公共団体にも一律に見直しを求めるといった時間軸ありきではなく、地方公共団体に寄り添う形で検討していただきたい。</li> </ul> <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画の記載事項の見直しについて、具体的な方針をお示しいただきたい。地方公共団体の自主性に任せられるような抜本的な簡素化を検討していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)         | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|------------------------|---|--|---|
| 27 | 都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長<br><br>(老人福祉法、<br>介護保険法)<br>【法律改正】<br><br>(管理番号102) | 新潟県、群馬県<br><br>(厚生労働省) | 都道府県介護保険事業支援計画について、現行3年を一期とされている計画期間を、6年を一期とする。 | <p>介護保険は、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施し、中期的に安定的な財政運営を確保する観点から、3年を1期として、計画の策定（サービス量の見込み等）、保険料の設定、介護報酬や制度見直しを一体的に行っている。</p> <p>令和3年度地方分権改革に関する提案募集においても、市町村の策定する介護保険事業計画の一部について、計画期間を6年にする旨の御提案をいただいたところであるが、上記の観点から、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたところである。</p> <p>今回の御提案に係る都道府県が策定する介護保険事業支援計画についても、市町村の策定する介護保険事業計画とサービス見込み量や介護予防等の取組の整合性を図る必要があることから、計画期間については現行の3年を維持すべきものであると考えているが、計画策定に係る事務負担の軽減については、令和3年12月の閣議決定に基づく地方公共団体の事務負担を軽減する方策の検討の中で、併せて検討してまいりたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 提案団体によれば、3年1期では、現計画の効果検証と次期計画に向けた議論や検討を同時に開始しなければならず、協議会の開催等もあり、仕事量的にもスケジュール的にも厳しいとのことである。</li> <li>○ また、計画に記載する介護保険サービス見込み量や施設設備目標の設定については、保険者である全市町村に対してヒアリングを行って調整する必要があり、相当な負担となっているとのことである。</li> <li>○ このような実態や計画策定というプロセスを踏まえれば、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間）に見直すべきではないか。</li> <li>○ 市町村の策定する介護保険事業計画のみならず、都道府県が策定する介護保険事業計画についても、地方公共団体の事務負担を大きく軽減するような抜本的な方策を積極的に御検討いただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|----------------|---|--|---------------------------|
| 28 | <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に伴う有機農業の推進に関する法律に基づく推進計画の整理</p> <p>(有機農業の推進に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)<br/>【通知改正】</p> <p>(管理番号103)</p> | 新潟県<br>(農林水産省) | <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むことで、有機農業の推進に関する法律で定める推進計画に代替することができる」ととする。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 28 | <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業の推進に関する法律（以下「有機農業推進法」という。）第7条第1項に基づく推進計画として位置付けていただくことが可能と考えている。</p> <p>また、みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等（地方公共団体が独自に作成している計画、計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。）を活用することが可能である旨を、既に地方公共団体に周知しているほか、今後、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてもその旨を明記する考えであり、地方公共団体の事務負担にも配慮しながら運用してまいりたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ みどりの食料システム法第16条第1項に基づく基本計画の中で、有機農業の推進に関する施策を包含して定める場合には、都道府県の裁量により、当該計画を有機農業推進法第7条第1項に基づく推進計画として位置付けることが可能である旨を通知等で明確に示していただきたい。</li> <li>○ みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成に当たっては、有機農業推進法の推進計画をはじめ、地方公共団体が既に作成している既存の計画等を活用することが可能である旨、みどりの食料システム法第15条に基づき国が策定する基本方針においてその旨を明記する考えのことだが、その際は、地方公共団体が判断に迷うことがないよう、明確に記載いただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)                   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|----------------------------------|--|--|---------------------------|
| 29 | <b>土地利用基本計画の策定義務の廃止等</b><br>(国土利用計画法)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号130・179) | 広島県、全国知事会／千葉県、長野県、高知県<br>(国土交通省) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 土地利用基本計画に定める5地域に係る土地利用規制は、個別規制法において調整が行われ、同計画に係る調整機能が形式的なものとなっていることから、同計画の都道府県の策定義務を廃止する。</li> <li>② ①が難しい場合、土地利用基本計画に定める5地域の変更に係る計画図の変更であって、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴うものに限っては、審議会その他の合議制の機関への意見聴取を不要とする。</li> </ul> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 29 | <p>① 土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用を総合調整するために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上唯一の存在であり、その策定は必須と考える。</p> <p>国土の約半数は五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整を行う場が失われ、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の展開が滞る危険性がある。</p> <p>また、影響が国の管理する施設に及ぶ場合や都道府県域を越えて広域に及ぶ場合等であって、個別法において調整されない事項について、国土交通省国土政策局を通じて都道府県から国の関係行政機関に相談することで国との調整の円滑化を図っており、任意制となればこうした調整に漏れが生じる恐れがある。</p> <p>現在、国土利用計画法第9条第11項に基づき、国土交通省は都道府県の土地利用基本計画の変更に際し、関係行政機関に意見を聴き、都道府県にその意見を伝えている。年間50件ほど土地利用基本計画の変更があり、うち約7割について何かしらの意見が関係行政機関より提出されている。</p> <p>② 「計画図」は五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全）の状況を、その重複状況や周辺の土地利用、施設立地も含めて、空間的にわかりやすく地図上に示したものであり、その変更は土地利用基本計画による土地利用調整の主たる部分を占めている。実際に第38条審議会では「計画書だけでは具体的のところがないのでわかりにくい」という声も出ている。</p> <p>国土利用計画法第2条の基本理念にもあるように「国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配意して」行うものであることから、法の趣旨を達成するためには、「計画書」はもとより「計画図」の変更に際しても、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。</p> <p>なお、第38条に基づく審議会の組織及び運営は条例制定を含め自治事務として都道府県の裁量に委ねているところであり、審議会の開催についても、既に書面による議決や審議会の長による専決も可能となっている。上記により、負担を軽減していただくなど、各都道府県の実情に即して柔軟に対応いただける仕組みとなっている。</p> | <p>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであったが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示されたい。</p> <p>○ 第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであったが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示された。また、土地利用基本計画の策定に当たり、国土利用計画（都道府県計画）等の他計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。</p> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                       | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--------------------------------------|---|--|---------------------------|
| 30 | 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止<br>(日本語教育の推進に関する法律)<br>【法律改正】<br>(管理番号131) | 広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会<br>(外務省、文部科学省) | 日本語教育の推進に関する法律に基づく日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針を廃止する。または、都道府県が方針を定めることで市区町村において方針を定める必要がないこととする。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 30 | <p>地方公共団体の基本的な方針は地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものであり、努力義務規定である。</p> <p>日本語教育の推進に関する法律は、令和元年に制定されたばかりの議員立法であり、令和2年に閣議決定された国的基本的な方針を参照して、地方公共団体における基本的な方針策定の検討が始められたところであるため、政府の判断で法改正を伴う地方公共団体の基本的な方針の廃止は困難である。</p> <p>地方公共団体の基本的な方針については、他の計画と一体化する等の対応や、都道府県において市区町村の実情も踏まえた方針を定め、市区町村がこれに基づき施策を実施することは否定されていないため、一体的策定により努力義務を果たすことができる旨を丁寧に周知する予定である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 都道府県や市町村それぞれの地方公共団体としての役割が国の基本指針においても明確化されておらず、地方公共団体に基本方針を策定させようとする意図が見えず、基本方針という手法でなくとも、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、日本語教育の推進という目的は達成できるのではないか。</li> <li>○ 議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--|--|--|---------------------------|
| 31 | <p><b>I 都道府県障害（児）福祉計画について策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること</b><br/>           （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法）<br/> <b>【法律改正】</b><br/>           （管理番号133・134）</p> <p><b>II 障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等</b><br/>           （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法）<br/> <b>【告示改正】</b><br/>           &lt;R3年フォローアップ案件<br/>           （管理番号41・157・198）&gt;</p> | 広島県、広島市、全国知事会／神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市<br>（内閣府、厚生労働省） | <p>I 計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可能とする。</p> <p>II 地方公共団体は、国的基本指針に即して障害（児）福祉計画の策定を行うこととされているが、国的基本指針で定められた計画期間が3年間と短いため、現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。</p> <p>また、障害者計画と障害（児）福祉計画について、国の障害者基本計画と国的基本指針によって定められた各計画の記載内容が重複する部分があるなど、策定作業に負担が生じている。</p> <p>このため、障害者及び障害児関係の計画について、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PDCAサイクルをまわす十分な時間を確保するため、計画期間を延長する。</li> <li>・ 障害者計画と障害（児）福祉計画について、記載内容を簡素化する。</li> </ul> |  | 次頁及び次々頁のとおり               |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 31 | <p>(Iについて)</p> <p>障害（児）福祉計画の作成に当たり、都道府県は市町村が行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められており、管内市町村を包括する広域的な見地から、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等の広域的調整を図る役割を有している。また、障害福祉サービスの量が都道府県障害（児）福祉計画において定める必要な量に達しているか、事業者の指定によってその量を超えることになると認めるときは、サービスの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供する観点から、指定をしない総量規制を行うことができる。このため、都道府県障害（児）福祉計画の作成に当たっては、都道府県と市町村との間で密接な連携を図る必要があり、都道府県障害（児）福祉計画の策定義務を廃止することは、こうした都道府県が果たすべき役割への影響が懸念されるため、適切ではないと考えている。</p> <p>他の上位計画（障害者計画）による代替については、国の基本指針に即して、市町村障害（児）福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害（児）福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、一体的に作成することを差し支えないこととしている。</p> <p style="text-align: center;">【次頁に続く】</p> | <p>提案募集検討専門部会からの<br/>主な再検討の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> </ul> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>(Iについて)</p> <p>障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する数値目標を盛り込んだ計画を定めている場合は、障害者計画と障害（児）福祉計画との整合性が図られている限りにおいて、両計画を一体的に作成することができる旨、地方公共団体に周知いただきたい。</p> |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 31 | <p>(Ⅱについて)<br/> <b>&lt;内閣府&gt;</b><br/>         障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><b>&lt;厚生労働省&gt;</b><br/>         障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。<br/>         ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br/>         ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項）の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。<br/>         ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関するQ&amp;A」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）の作成については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう早急に行っていただき、地方公共団体に周知いただきたい。</p> | <p>(Ⅱについて)<br/> <b>&lt;内閣府&gt;</b><br/>         障害者基本計画の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、地方公共団体において、障害者計画と障害（児）福祉計画とを合わせたPDCAサイクルの運用や、両計画の統合が図られやすくなるよう、前向きに検討いただきたい。</p> <p><b>&lt;厚生労働省&gt;</b><br/>         ・計画期間については、地方公共団体が地域の実情を考慮した期間設定を可能とすること等を検討いただきたい。<br/>         ・記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、策定の際に簡素化する方向で検討いただきたい。<br/>         ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関するQ&amp;A」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課）の作成については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう早急に行っていただき、地方公共団体に周知いただきたい。</p> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)               | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|------------------------------|---|---|---|
| 32 | <p><b>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく都道府県計画について他の上位計画等の策定により代替可能とすること</b><br/>           (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)<br/> <b>【通知改正】</b><br/>           (管理番号135)</p> | 広島県、宮城县、広島市、全国知事会<br>(農林水産省) | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき国 の基本方針に即して定める都道府県計画について、同様の内容が記載されている他の上位計画等の策定により代替可能とする。 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に定められた都道府県基本計画の要件を満たし、かつ、他の法令（条例を含む。）の規定に反しない場合であれば、農林水産業関連の上位計画等による代替が可能と明確化したい。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 「農林水産業関連の上位計画等による代替が可能」である旨を通知等で早期に明確化していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--|---|--|---------------------------|
| 33 | <p><b>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画について上位計画と代替可能とすること並びに記載内容及び策定手続の簡素化（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律）【通知改正等】</b></p> <p>（管理番号136・167）</p> | <p>広島県、宮城県、広島市、全国知事会／兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合（農林水産省）</p> | <p>酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 他の上位計画等の策定により代替を可能とする。</p> <p>② 酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に委ねる。併せて、策定に当たつての農林水産大臣又は都道府県知事への協議を報告とする。</p> |  | <p>次頁のとおり</p>             |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 33 | <p>① 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、記載項目を満たすものであれば各県の既存計画の活用を可能とすることについての見直しを検討する。</p> <p>② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に定める都道府県計画等の策定は、酪農及び肉用牛生産の健全な発達等を図り、牛乳、乳製品及び牛肉の安定的な供給に資することを目的としている。このため、都道府県計画等の策定に際しては、これまで同様、国が定める基本方針の内容との調和を図りつつ、法第2条の3第2項に規定する項目等を記載することが必要となる。一方、上記の記載項目を満たすものであれば必ずしも画一的な様式に沿った計画を求めるものではないことから、次期の都道府県計画等の策定にあわせて、その様式等を定めている「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」について、協議に係る項目を除き、現在の様式を参考様式例と位置づけ、記載項目を満たしていれば地域の実情に合わせた様式での作成を可能とすることについて見直しを検討する。</p> <p>農林水産大臣への協議については、地域の自主性及び自立性を高めるために、平成23年の法律改正において、協議事項を計画全般から全国的な需給の安定に関わる「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」のみに限定したところ。「生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標」が全国的な需給に関わることについては、現時点でも状況が変わっておらず、報告という事後的な措置では、畜産物の供給の総量的な管理が行えず需給関係が大きく崩れる恐れがあることから、協議という手続きを存続することとした。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 「次期の都道府県計画の策定に合わせて」とあるが、地方への周知や措置後の対応に関して調整を要することも考えられるため、早期に実現していただきたい。</li> <li>○ 計画策定は任意となっているにも関わらず、策定に係る協議に「畜産物の総量的な管理」の性格を持たせるのは、実質的な義務付けとなっているのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)       | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|----------------------|---|--|---------------------------|
| 34 | <b>地方スポーツ推進計画の廃止<br/>(スポーツ基本法)<br/>【法律改正】<br/>(管理番号137)</b> | 広島県、全国知事会<br>(文部科学省) | <p>スポーツ基本法に基づく地方公共団体が策定する地方スポーツ推進計画については、努力義務規定であるものの策定状況が公表されること等により全都道府県が策定をしており、実質的な義務付けであると考えられるため、策定を廃止する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | <p>関係府省からの第1次回答の概要<br/>※フォローアップ案件は当該年の対応方針</p>  | <p>提案募集検討専門部会からの<br/>主な再検討の視点</p>   |
|----|---|---|
| 34 | <p>スポーツ基本法は議員立法により成立した法律であり、努力義務であることに加え、計画の内容や策定手続について遵守すべきルール等を設けているわけではなく、現状でも地方公共団体の負担に一定の配慮を行っている。今回の提案を踏まえ、市町村等に対し、単独のスポーツ推進計画ではなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることを含め、地域の実情に応じたより負担の少ない計画の策定方法等について、通知の発出等により周知する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 計画という手法でなくても、地方公共団体が法律上の規定に沿って施策を講じれば、地方スポーツの推進という目的は達成できるのではないか。</li> <li>○ 議員立法であっても、成立すれば執行は各府省で行うものであり、現在第3期目であることも踏まえ、今一度状況を検証し、地方公共団体において執行上の支障が生じているということであればそれに対応していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)         | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|------------------------|--|---|---|
| 35 | <p><b>瀬戸内海指定物質削減指導方針及び瀬戸内海環境保全府県計画について、他計画との一体的策定を可能とすること</b><br/>           (瀬戸内海環境保全特別措置法)<br/> <b>【法律改正】</b><br/>           (管理番号138・139)</p> | 広島県、愛媛県、全国知事会<br>(環境省) | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 瀬戸内海環境保全府県計画と内容が重複する環境基本計画との一体的策定を可能とする。</li> <li>② 瀬戸内海指定物質削減指導方針と内容が重複する総量削減計画との一体的策定を可能とする。</li> </ul> | <p>瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく府県計画及び指定物質削減指導方針については、これらの全部又は一部と、他の類似の環境関連の計画とを一体的に策定することができるよう、今年度中に通知等で考え方を明確化することとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 提案の趣旨も踏まえ、今年度中に通知等で考え方を明確化していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                       | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--------------------------------------|--|--|---------------------------|
| 36 | <p>市町村気候変動適応計画の廃止及び地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減<br/>(地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法)<br/>【法律改正等】</p> <p>(管理番号140・252)</p> | 広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会／神戸市<br>(環境省) | <p>① 地球温暖化対策実行計画及び地域気候変動適応計画において、都道府県の計画を充実させ、市町村の計画は廃止する。</p> <p>② 地方公共団体実行計画における国の示すマニュアルの簡素化及び計画策定時の協議会の開催を任意化する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 36 | <p>(①について)</p> <p><b>【地方公共団体実行計画について】</b></p> <p>2050年までの脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体が参加・連携した取組が重要であり、地域の課題やニーズ等を最も把握している市町村についても計画策定を努力義務とする規定の維持は適当と考える。</p> <p>一方、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨している。また、本計画は複数の市町村や都道府県との共同策定や政策的に関連の深い他の計画等との一体策定が可能である。今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう取り組む。</p> <p><b>【地域気候変動適応計画について】</b></p> <p>地域特性や住民ニーズを的確に反映し、適切な適応策を推進できるのは、住民から近いところで日々業務に当たる市町村であることから、地域気候変動適応計画について、市町村の判断により策定することが可能な努力義務規定を維持することが適当。</p> <p>なお、知見や体制の不足等により市町村単独で計画の策定が困難な場合、複数の市町村や都道府県と共同して策定することが可能であるほか、市町村の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である。更に、地方公共団体の事務負担軽減に向けて、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、地域計画策定マニュアルの充実などの措置を講ずることとしており、今後も、地方公共団体のご意見等を踏まえ、事務負担軽減を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: center;">【次頁に続く】</p> | <p>(①②共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体から見直しを求める声が上がり続けるのは、制度的に見直しの必要性があるからではないか。制度的対応として、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村間又は都道府県・市町村間の協議による共同策定</li> <li>(2) 都道府県による補完として計画策定事務や関連する実施事務の地方自治法上の事務委託又は代替執行</li> </ul> により、市町村における負担が軽減されるのではないか。そのために、地方公共団体の意見を聞いて、共同策定や事務委託等に関する事務連絡や簡易なマニュアル等の整備を検討すべきではないか。</li> </ul> <p>(①について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務負担の軽減、マニュアルの充実にあたっては、都道府県、市町村における事務負担の軽減にも資するよう、地方公共団体の意見を踏まえながら検討を行っていただきたい。</li> </ul> |

|    | <p>関係府省からの第1次回答の概要<br/>※フォローアップ案件は当該年の対応方針</p>   | <p>提案募集検討専門部会からの<br/>主な再検討の視点</p>  |
|----|--|--|
| 36 | <p>(②について)</p> <p>地方公共団体実行計画について、地方公共団体の規模等によっては、計画策定を行う際の人材・知見が十分ではない場合もあることから、国の技術的助言である「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）においては、温室効果ガス排出量の推計や目標設定の方法等の解説を行うとともに、地方公共団体の区分ごとに取り組むことが考えられる施策について整理しているほか、特に小規模な市町村については、排出量の推計について国が提供するデータを最大限活用することや、地域の経済的・社会的課題の解決に資する施策の立案に注力し、簡素な内容の計画とすること等を推奨している。</p> <p>マニュアルについては、地方公共団体における計画策定等により役立つよう、今年度中を目処に改定を行う予定。さらに、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO<sub>2</sub>排出量等を示した「自治体排出量カルテ」や、区域施策編の「ひな型」や最低限計画に記載すべき事項等をまとめたマニュアルの簡易版を策定・公表している。</p> <p>今後も、地方公共団体の意見等を踏まえ、事務負担軽減を図るよう、これらのマニュアル、ツール等による情報提供を行い、地方公共団体の計画策定を支援していく。</p> <p>また、地方公共団体実行計画を策定、改定しようとするときは、法第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は、同協議会にて協議しなければならないとされている。一方、協議会を組織することそのものは任意の規定であり、地域の実情に応じて設置の要否を判断することが可能。</p> | <p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体排出量カルテについては、現状の把握はできるものの、今後自治体が対策を行うべき分野がどこなのか、業種別に細かい分析を行うことができず、また、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が反映されていない。結果、職員がこれらのマニュアル・ツール等によって計画を策定することは難しく、結局外部委託せざるを得ない状況にある。地方公共団体に策定義務を課す計画である以上、全ての地方公共団体において削減目標値や実績値を容易に算出できるよう、地方公共団体の意見を踏まえながら過度な負担とならないよう、マニュアルやツールを見直していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                    | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|-----------------------------------|---|--|---------------------------|
| 37 | <b>新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化<br/>(新型インフルエンザ等対策特別措置法)<br/>【法律改正】</b><br>(管理番号141) | 広島県、宮城县、広島市、愛媛県、中国地方知事会<br>(内閣官房) | 政府行動計画の変更を反映するために行われる都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時は感染症に関する有識者への意見聴取を省略可能とする。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|---|
| 37 | <p>ご指摘のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項に基づき、都道府県が新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画を改定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされている。</p> <p>ただし、その方法や手続き等については具体的に規定していない。</p> <p>したがって、都道府県行動計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見の聞き方を柔軟に変更することは可能である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 書面や電子メールでの意見聴取であっても、書類作成の事務負担や報酬の支払い等の経費負担が発生する場合がある。庁内の部局名変更や相談窓口の連絡先等の変更といった軽微な変更を含め一律に学識経験者への意見聴取を義務付けることに合理性はなく、コロナ対応に多忙な都道府県の負担軽減の観点から、軽微な変更の場合の意見聴取は省略可能とすべきではないか。</li> <li>○ 法第7条第9項の解釈として、軽微な変更の場合にまで意見聴取を義務付けていると解されるのであれば、軽微な変更の場合に係る適用除外規定を設けるなど、法改正により対応すべきではないか。</li> <li>○ 軽微な変更の場合には意見聴取を義務付けていないと解されるのであれば、その旨を都道府県に通知等により速やかに周知すべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)                         | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|--|--|--|---------------------------|
| 38 | <b>地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止</b><br>(地域再生法、まち・ひと・しごと創生法)<br>【通知改正】<br>(管理番号165) | 兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合<br>(内閣府) | 地方創生推進交付金の事業期間中における実施計画について、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等があった場合には、軽微変更として国に報告することを求められているが、当該事項の報告を不要とする。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|---|
| 38 | <p>軽微変更報告においてどのような内容の見直しが可能であるか検討を行い、結論を得る。</p> <p>軽微変更報告そのものについては、各地方公共団体における不利益の防止や効率的な事業執行などを図るために実施しているものであり、廃止することは困難である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 軽微変更報告が必要かどうかの基準が明確でないことから、事業執行面においては、正式報告前に事前確認の必要があるなど手続に時間を要しており、事務の負担となっているのではないか。また、軽微変更報告が必要なものは都度報告しており、それも事務の負担となっているのではないか。</li> <li>○ 変更申請の要件は明確であることから、実績報告時に軽微変更とは認められない内容が新たに発見されるなどの不利益事例は発生しないのではないか。軽微変更の都度、報告を行うのは煩雑なのではないか。</li> <li>○ 軽微変更報告を提出することにより、実績報告時の確認業務を省略できるものではなく、実績報告時には、軽微変更報告の手續にかかわらず、経費の増減や流用、記載内容変更など全てを確認しており、軽微変更報告がなくなることで効率的な事業執行がなされないということはないのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)          | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|-------------------------|--|--|---------------------------|
| 39 | 都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略<br>(食品衛生法)<br>【法律改正】<br><br>(管理番号173・258) | 京都市／神戸市<br>(消費者庁、厚生労働省) | <p>① 毎年度の策定が義務付けられている都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間について、都道府県等の自主的な判断に委ねるよう見直す。</p> <p>② 都道府県等食品衛生監視指導計画に変更がない場合は、策定後の国への報告を省略する。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | <p>関係府省からの第1次回答の概要<br/>※フォローアップ案件は当該年の対応方針</p>  | <p>提案募集検討専門部会からの<br/>主な再検討の視点</p>  |
|----|---|--|
| 39 | <p>大規模・広域食中毒の発生等によって明らかとなった新たな課題への速やかな対応や、平成30年の食品衛生法改正で義務化されたHACCPに沿った衛生管理や食品表示法に基づく食品表示基準の改定内容に関する事業者の定着状況に応じた指導方針の決定が求められ、さらに、飲食店等の入れ替わりの頻度を勘案すれば、毎年度の計画策定は必須である。</p> <p>食品流通が広域化し、各都道府県の区域を越えて食中毒が発生することもあることから、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけた上で、国が一元的に実施状況等を把握しているところ。計画が国の指針に基づき適切に策定されているか、また、助言等が必要であるかを確認するため、国に対する計画の報告を省略することは困難である。</p> <p>国への報告については、メールでの提出も可能であり、また、報告の方法（様式等）、文書での報告の場合の公印の省略等については、各自治体の定めに従って対応することが可能であるため、このことについては改めて周知を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 大多数の保健所業務が通常業務に加え、新型コロナウイルス対応等で圧迫されている現状もあり、毎年の計画策定に係る事務が大きな負担となっているために、結果的に現場業務や計画の施策検証に注ぐ時間が確保できない状況を招いているのは本末転倒ではないか。</li> <li>○ 計画策定が自治事務であること、監視指導においても自治事務である内容が多いことを考慮すれば、現行の国の関与の仕方は自治事務の在り方としては不適切ではないか。法改正や食品衛生に関わる大きな事象があればその都度計画を変更することや、計画の変更の際には意見公募の手続をとるなどの対応をとることで、計画策定期間については、地方公共団体における地域の実情に応じた対応とできるのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)   | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|------------------|---|---|---|
| 40 | 公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化<br>(地方独立行政法人法)<br>【法律改正】<br><br>(管理番号185) | 山形県、宮城县<br>(総務省) | 公立大学法人の設立団体である地方公共団体は、事業年度ごとに年度評価を行う必要があり、公立大学法人は、事業年度ごとに年度計画を定める必要があるが、頻繁な評価委員会の運営のため多大な作業が生じていることや、国立大学法人においては国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）により年度計画及び年度評価は廃止されたことを踏まえ、年度評価及び年度計画は廃止する。 | 公立大学法人においては、国立大学法人における制度見直しの趣旨や公立大学法人を含めた地方独立行政法人の年度計画及び年度評価の義務づけにより業務運営の透明性や説明責任を担保していることとの整合性を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 国立大学法人が同様の制度見直しを行ったことを踏まえ、前向きに検討をいただきたい。</li> <li>○ 検討のスケジュールについて第2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|--------------------|---|--|---------------------------|
| 41 | <b>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準の強化・緩和に係る市町村賃貸住宅供給促進計画の廃止</b><br>(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)<br><b>【省令改正】</b><br>(管理番号194) | 指定都市市長会<br>(国土交通省) | 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録基準を市町村が強化・緩和する場合には、市町村賃貸住宅供給促進計画を策定する必要があることとされているが、当該計画を廃止し、登録事務を実施する市町村の裁量により、登録基準の強化又は緩和を可能にする。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 41 | <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「セーフティネット法」という。）では、地域の実情に応じて、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に身近な市町村において、市町村賃貸住宅供給促進計画を策定できることとし、当該計画に区域内における供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。</p> <p>地域の実情に応じたセーフティネット住宅の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一緒にとなって同計画に位置付けることが適当である。</p> <p>また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、賃貸住宅供給促進計画中に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。</p> <p>したがって、登録基準の強化又は緩和に際しては、引き続き賃貸住宅供給促進計画の作成を必須のものとする。</p> <p>なお、計画作成事務の合理化については、昨年新たな住生活基本計画（全国計画）が作成されたことから、同年6月に「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号）を発出し、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に関し、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示したところである。加えて、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成手続きに関し、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしており、引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、賃貸住宅供給促進計画の策定を必須のものとすることであるが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないか。</li> <li>○ 都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、市町村賃貸住宅供給促進計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)                   | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|----------------------------------|--|--|---------------------------|
| 42 | <p>サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の廃止<br/>(高齢者の居住の安定確保に関する法律)<br/>【省令改正】<br/>(管理番号195)</p> | <p>指定都市市長会<br/>(厚生労働省、国土交通省)</p> | <p>サービス付き高齢者向け住宅の登録基準を市町村が強化・緩和する場合には、高齢者居住安定確保計画を策定する必要があることとされているが、当該計画を廃止し、登録事務を実施する市町村の裁量により、登録基準の強化又は緩和を可能にする。または、内容が重複する他の計画との一体的策定を可能とする。</p> |  | <p>次頁のとおり</p>             |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 42 | <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）では、地域の実情に応じて、高齢者の居住の安定確保に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に最も身近な市町村において、市町村高齢者居住安定確保計画を策定できることとし、当該計画に、区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。</p> <p>高齢者住まい法第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の登録の基準の一つとして、同法第7条第1項第9号は、「市町村高齢者居住安定確保計画が作成されている市町村にあっては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであること」と規定しており、同号に基づく国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条の2に基づき行われる規模及び設備等の基準の強化又は緩和は、サ高住の登録申請者が当該市町村における登録基準及び登録基準の強化又は緩和の背景を容易に把握できる観点からも、法令等に基づく高齢者居住安定確保計画において行われる必要がある。</p> <p>また、地域の実情に応じたサ高住の供給促進を図るため、高齢者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、高齢者居住安定確保計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。</p> <p>なお、「住生活基本計画（都道府県計画）の変更について」（令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号）に記載のとおり、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として策定して差し支えなく、これにより、策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものと考える。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、高齢者居住安定確保計画の策定を必須のものとすることであるが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないか。</li> <li>○ 都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|--------------------|---|--|---------------------------|
| 43 | <b>空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の廃止又は空き家対策総合実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること</b><br>(空家等対策の推進に関する特別措置法)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号198) | 指定都市市長会<br>(国土交通省) | <p>空き家対策総合支援事業の実施に当たっては、空家等対策計画と当該計画に基づく空き家対策総合実施計画を策定することとされている。両計画は重複する内容が多いため、以下のいずれかの措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画及び空き家対策総合実施計画の策定を廃止する。</li> <li>・空き家対策総合実施計画の策定のみを補助金の交付要件とする。</li> </ul> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--|
| 43 | <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第4条において、市町村は空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。空き家対策総合支援事業は、同法第15条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。</p> <p>また、空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画（以下「空き家対策総合実施計画」という。）の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空き家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空き家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 第1次ヒアリングを踏まえ、空き家対策総合実施計画に空家等対策計画に相当する内容を盛り込めば、空家等対策計画を策定したものとみなし、補助要件を満たす方向で早急に検討いただきたい。</li> <li>○ 協議会等との連携を求めている空き家対策総合実施計画の策定手続きについて、簡素化を図るべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--------------------|--|--|---------------------------|
| 44 | <b>農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できること等</b><br>(農業委員会等に関する法律)<br><b>【通知改正】</b><br>(管理番号199) | 指定都市市長会<br>(農林水産省) | 農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようする。併せて、最適化活動の目標設定と点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | <p style="text-align: center;">関係府省からの第1次回答の概要<br/>※フォローアップ案件は当該年の対応方針</p>   | <p style="text-align: center;">提案募集検討専門部会からの<br/>主な再検討の視点</p>   |
|----|--|---|
| 44 | <p>農業委員会の最適化活動（農地の利用集積、遊休農地の解消等）の内容・成果は、地域の農業者に対して「見える化」することが重要である。</p> <p>このため、全国農業会議所においては、平成14年から各農業委員会に対し活動記録簿を作成するよう推進してきたところ。</p> <p>一方、規制改革推進会議では、令和2年7月の答申で農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明らかでないとの指摘がなされ、同月の規制改革実施計画では、「農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる」とされている。</p> <p>この閣議決定を踏まえ、農水省・規制改革推進会議において議論を行った結果、令和3年6月の規制改革実施計画において、「全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する」等が閣議決定された。</p> <p>農業委員会系統組織でも、令和3年12月の全国農業委員会会长代表者集会において、「全国全ての農業委員会で意欲的な成果目標と活動目標を設定するとともに活動の進捗管理を徹底しその実現を目指すこと」を決議している。</p> <p>これらを踏まえ、農林水産省において、令和4年2月、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知）を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全ての農業委員会が毎年度、最適化活動に係る目標を設定すること、</li> <li>②全ての推進委員等が最適化活動の内容を活動記録簿に記録すること、</li> <li>③農業委員会において活動実績と目標達成状況を点検・評価すること</li> </ul> <p>等について、農業委員会系統組織に対し求めたところである。</p> <p>最適化活動に係る目標は、活動日数目標と成果目標を定めることとしている。</p> <p>このうち活動日数目標については、農業委員会系統組織における統一的な取組として設定することとしており、農業委員会系統組織では、地域の事情を勘案しつつ、各農業委員会で目標設定するよう指導していると承知している。</p> <p>また、成果目標については、例えば農地の利用集積目標は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業委員会の「農地利用最適化指針」において、目標を80%以上に設定している場合は当該集積率</li> <li>②これに該当しない場合は、都道府県の「農業経営基盤強化基本方針」において設定された目標</li> <li>③さらに、当該基本方針に即して市町村ごとの目標が示されているときは当該目標を、それぞれ設定することとしている。</li> </ul> <p>さらに、市街化区域の市区町村及び東日本大震災による被災市町村については、別途の目標を設定する旨を定めている。</p> <p>このように、成果目標についても、地域の実情に応じて設定できるようにしている。</p> <p>活動記録簿の作成については、上述のとおり、平成14年より全国農業会議所が推進してきているが、改めて、令和4年5月31日の全国農業委員会会长代表者集会において、「農業委員、推進委員による活動記録簿の記帳を徹底する」旨の申し合わせ決議をしたと承知している。</p> <p>農林水産省においては、推進委員等の活動記録簿作成に係る負担を軽減するため、令和3年度補正予算において農業委員会のタブレット装備予算を計上し、推進委員の2人に1台以上配布することとしている。タブレットを利用することで、タッチパネルにより活動記録簿が作成できるようになるとともに、各推進委員等の活動量が自動的に集計されるようになり、推進委員等及び事務局の事務負担軽減が図られると考えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とするなどを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 成果目標について地域の実情に応じて設定できるようになっているとのことであるが、提案団体は、例えば農地の利用集積目標について、国が示す高い目標に即して都道府県や市町村の目標を設定することとされているため、実質的に地域の実情に応じた目標設定ができないと主張している。地方の声を踏まえ、地域の実情に即した目標設定ができるようにすべきではないか。</li> <li>○ 活動記録簿について日常的な活動も含めて詳細な活動報告を求めるなど、令和4年2月発出の通知による規律が詳細に過ぎることで地方の裁量を狭めており、地方の自主性、自立性を損なうこととなっていないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--------------------|--|--|---------------------------|
| 45 | <b>農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減</b><br>(農地中間管理事業の推進に関する法律)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号202) | 岐阜県、高知県<br>(農林水産省) | 農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、現に権利設定を受けている者に再度権利の設定を行おうとする場合の認可要件や添付書類に係る規定を新たに設け、再度の権利設定の場合の許可要件を緩和するとともに添付書類を削減する。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 45 | <p>令和4年5月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立したところ。本法律では、農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。</p> <p>具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。</p> <p>このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」（以下「促進計画」という。）は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に衣替えすることとなる。</p> <p>目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。</p> <p>また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。</p> <p>これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手続のスピードアップ化が図られると考えている。</p> <p>御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可是、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するために設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することは適当ではないと考えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 第1次ヒアリングにおいては、現に権利設定を受けている者に再度同一の権利設定を行おうとする場合に限っては、現行法施行規則により、一部の添付書類の省略が可能となっているとの発言があった。<br/>現行法令でも添付書類の省略は実質的に困難と考えている団体もあるため、省略が可能であるのならば、実情を把握した上で、速やかに再度周知を徹底すべきではないか。</li> <li>○ 第1次ヒアリングにおいては、改正法施行後、農用地利用集積等促進計画に係る添付書類は大幅に簡素化され、本人の同意書のみとなるとの発言があったが、他の添付書類は不要となるとの認識で相違ないか。</li> <li>○ 農用地利用集積等促進計画の認可権限について、都道府県から市町村へ移譲を進めていきたいということだが、都道府県の事務負担を単に市町村に転嫁しようとするのではなく、現場の声をよく聞いたうえで、提案に沿った方策を考えるべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|----------------|--|--|---------------------------|
| 46 | <b>工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和</b><br>(都市計画法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号220・221) | 群馬県<br>(国土交通省) | <p>① 工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項の1つである「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができるようにする。併せて、同事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とする。</p> <p>② 工業団地造成事業における造成工場敷地の譲受人の資格要件について、対象業種を「製造工場等」と、対象者を「自ら」経営しようとする者に限定していることを緩和する。</p> |  | 次頁及び次々頁のとおり               |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--|
| 46 | <p>(①について)</p> <p>工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第12条第2項に定める事項のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により、「公共施設の配置及び規模」並びに「宅地の利用計画」を定めることとしている。また、同条第2項第2号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めることとしている。</p> <p>「公共施設の配置及び規模」について、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていると承知しており、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。</p> <p>よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第2項第2号の規定に従っていることを前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。</p> <p>提案者は土地区画整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地区画整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、施行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きく性格が異なる。</p> <p>そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。</p> | <p>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>○ 「宅地の利用計画」について、一定の幅をもって記載することが可能とのことだが、具体的にはどのような記載が可能なのか。提案団体の支障を解決できるよう可能な限り広範に認めていただきたい。また、地方が判断に迷うことのないよう認められる範囲や具体的な記載方法を明確に示していただきたい。</p> <p>○ 工業団地造成事業は事業者に収用権が付与されるものであって土地区画整理事業とは性格が異なるとのことだが、提案は「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合」に限って大臣認可を不要とすることを求めるものであり、収用適格事業の正当性や住民の信頼に影響のない範囲の変更といえ、国土交通大臣認可の手続は不要ではないか。提案団体の支障に寄り添った手続の簡素化を図っていただきたい。</p> |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 46 | <p>(②について)</p> <p>本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。</p> <p>このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。</p> <p>なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」（平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知）において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行おうとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。</p> <p>また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業構造の変化により、製造業だけでなく、物流・流通業、倉庫業等、多様な産業が地域経済を支えている現代において、譲受人の資格要件を「製造工場等」すなわち、「製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設」に限定しているのはなぜか。</li> <li>○ 現行規定の譲受人の資格要件は、現代における産業構造に即していないのではないか。譲受人の資格要件を緩和したほうが、現代の産業構造や企業ニーズに沿った造成敷地の分譲が可能となり、法の趣旨にもかなうのではないか。法律制定時からかなり時間が経過しており、現代の産業構造や企業ニーズに合っていない制度と法律が残っている状況だと思われるため、制度、法律を現代化して活用できるような道を検討いただきたい。</li> <li>○ 「製造工場等の事業者との一体性が認められる場合」でなければリース会社への処分は認められないとのことだが、緩和すべきでないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|----------------|--|---|---|
| 47 | 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し<br><br>(豪雪地帯対策特別措置法)<br>【要綱改正】<br><br>(管理番号239) | 長野県<br>(国土交通省) | 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成することとなっている豪雪地帯安全確保事業計画を廃止する。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とする。 | <p>各道府県において、管下の市町村に実施する施策等、道府県全体の取組状況を把握することが重要と考えていることから、豪雪地帯安全確保事業計画を道府県が主体となって作成することを求めているところ。</p> <p>なお、事業計画の承認に当たっては、道府県の過度な事務負担とならないよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)実施する事業が、地域における死傷事故の減少に寄与するものであること。</li> <li>(2)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること。</li> <li>(3)計画の内容が、当該地域の死傷事故の防止に関し有効かつ効果的であること。</li> </ul> <p>のみを審査内容としているところ。</p> <p>事務負担の軽減は重要と考えており、具体的に作業の事務負担となっている点等があれば、手続の見直しについて検討して参りたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 道府県内市町村の取組状況の把握は道府県の判断により必要に応じて実施すれば足りることであり、国が義務付ける理由にはならないのではないか。</li> <li>○ 審査内容の(1)～(3)に対して事業計画の記載項目が必要以上に設定されているのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--------------------|---|---|--|
| 48 | <b>子ども読書活動推進計画について上位計画への統合を可能とすること</b><br>(子どもの読書活動の推進に関する法律)<br><b>【通知改正】</b><br>(管理番号240) | 長野県、愛知県<br>(文部科学省) | 子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている教育振興基本計画や各地方公共団体独自の総合計画等の上位計画への統合を可能とする。 | 各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等子供の読書活動推進計画に代えることは可能と考えている。この点については、国の計画を策定する際、通知等によりその旨周知することしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ いつごろまでに周知を行うのか、そのタイミングについてお示しいただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|----------------|--|---|---|
| 49 | <b>一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化</b><br>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)<br><b>【通知改正】</b><br>(管理番号253) | 神戸市<br>(環境省)   | 一般廃棄物処理計画の策定にあたり必要とされている廃棄物減量等推進審議会等の検討について、審議会に限らず廃棄物行政に精通した有識者の意見聴取により代替可能とする。併せて、記載事項を軽減する。 | <p>必ずしも審議会を組織した上で諮問しなければならないという趣旨ではない。意見聴取が必要と考えられる場合、意見聴取の対象としては、市町村における廃棄物の減量化対策等が実効性のあるものとなるよう、市民や排出事業者等の「必ずしも廃棄物行政に精通していない関係者」も含まれるため、御提案のように一律に「廃棄物行政に精通した有識者」と限定せず、各市町村において適切に御判断いただくべきものである。</p> <p>当該指針の記載項目を削減することは、市町村の参考となる情報が不足し、かえって市町村の負担が増加しかねないと考えられるため適当ではない。当該指針も参考としながら、各市町村において適切に御判断いただいて差し支えない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 地方公共団体向けにお示しいただいている「ごみ処理基本計画策定指針」においては、法定されている事項以外の事項についても記載されているところであり、審議会を設置して諮問することが一律に求められていないことを含め、計画への記載事項や策定手続に関して、地域の実情に合わせて判断できる旨を当該指針において明確化することはできないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要 | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|----------------|-------|---|---------------------------|
| 50 | <b>I 分別収集計画の廃止等</b><br>(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号254) |                |       | <p>I 市町村分別収集計画は、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みと、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みのみを報告形式にすることで足り、市町村における計画の策定を廃止する。</p> <p>II 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画の記載事項を取りまとめたものが大部分を占めていることから、計画によらずとも、市区町村ごとのデータを把握することは可能であり、都道府県における計画の策定を廃止する。</p> | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 50 | <p>I 市町村分別収集計画の計画事項には、御指摘の第1号（各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み）や第4号（各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み）のように数値を定めるものと、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するための方策に係るもののが含まれるが、こうした方策とその結果としての排出量・収集量の見込みは密接に連動するものであり、一体的に検討した上で計画に位置づけていただく必要がある。市町村分別収集計画は、「リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立て事業継続または新規参入の判断をするため」のみならず、再商品化を義務付けられた特定事業者が再商品化しなければならない容器包装廃棄物の量を明らかにする上で最も基礎となる数値を定めるものであり、数値のみならずその根拠となる方策も含めて計画を策定・実施することが、特定事業者からの信頼性向上及びリサイクル事業者の安定的な運営につながることとなる。</p> <p>第1号と第4号のみ「報告形式により代替措置対応」との御提案については、3年ごとに市町村分別収集計画の見直しを行い、見直しの結果、計画事項すべての変更をするのではなく、第1号及び第4号についてのみ変更を行っていただければ差し支えない。容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律においては市町村分別収集計画の策定及び変更における特段の手続を定めていないことから、お見込みにより御提案の「報告」と同様の手続により上記の計画変更手続を行っていただいても差し支えなく、市町村内における計画変更手続の簡素化を御検討いただきたい。</p> <p>また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第1項に規定する市町村分別収集計画の策定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画等、他の廃棄物処理に関する計画と一緒にものとして位置づけることも差し支えない。</p> <p>II 都道府県分別収集促進計画（9条1項）については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一緒にものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。（措置済み）</p> <p>「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定の留意事項について」（令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長事務連絡）</p> | <p>(I II 共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> </ul> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>(Iについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第6条に、分別収集や容器包装廃棄物の排出抑制等に関する市区町村の責務規定が置かれており、排出量等の数値や排出抑制や分別収集促進の方策について、計画策定という手法をとらずとも、市区町村において適切な数値の算定が行われるのであるから、市町村分別収集計画を廃止することは可能ではないか。</li> </ul> <p>(IIについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県分別収集促進計画の策定に係る事務の実態（令和4年度策定のもの）について、調査により速やかに把握し、結論を得ていただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針                                     | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|----------------|---|--|--|
| 51 | <p><b>循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化</b><br/>           (循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律)<br/> <b>【要綱改正等】</b><br/>           (管理番号255)</p> | 神戸市<br>(環境省)   | <p>循環型社会形成推進交付金申請に係る循環型社会形成推進地域計画について、記載事項が細かく定められており、策定に当たり多大な事務負担が生じていることから、記載事項を簡素化する。</p> | <p>○ マニュアルの改訂（記載事項の簡素化の検討、他の計画に記載されている項目の取扱いの見直しなど）の可能性について検討していただきたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 提案の趣旨を踏まえ、前向きに検討していただきたい。また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|----------------|---|---|--|
| 52 | <b>市町村における交通安全計画の廃止</b><br>(交通安全対策基本法)<br><b>【法律改正】</b><br>(管理番号256) | 神戸市<br>(内閣府)   | 市町村が策定する交通安全計画の策定については、策定に係る交通安全対策会議への諮問やパブリックコメント等の手続に相当の時間や労力を要する上、都道府県計画と共に多くの内容があるため、当該計画を廃止する。 | <p>市町村が、交通の安全について区域内の住民の生命、身体及び財産を保護する責務があること、一方で、市町村によって交通安全をめぐる状況が大きく異なることへの柔軟な対応を可能とすることが求められることに鑑み、市町村交通安全計画作成を努力義務としている現行制度は適当である。</p> <p>市町村交通安全対策会議の設置は、交通安全対策基本法第18条に定めるとおり任意である。また、本提案の具体的支障事例として挙げられた計画策定に伴う交通安全対策会議への諮問やパブリックコメント等の手続きについて、そもそも同法は条例で定めることを求めておらず、当該市町村の判断により条例改廃等で対応することが可能である。県計画と重なる部分が多いなど、計画を策定しないことが望ましいと判断される場合は、現行規定でもその策定は努力義務とされていること等を踏まえ、地方の実情等に応じて判断されたい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 市町村としては、計画策定の必要性がないと考えている場合でも、努力義務が課されているために、対外的な説明責任の観点から、市町村交通安全計画を作成せざるを得ない実態がある。当該計画を作成せずとも交通安全対策を適切に実施すれば問題ないことであれば、当該計画を廃止すべきではないか。あるいは、少なくとも「できる」規定とすべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要                                | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|--------------------|--------------------------------------|--|---------------------------|
| 53 | 市町村食育推進<br>計画の策定状況<br>報告の簡素化<br>(食育基本法)<br>【通知改正】<br><br>(管理番号257) | 神戸市<br>(農林水産<br>省) | 市町村食育推進計画に<br>係る計画策定状況の報告<br>を簡素化する。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--|
| 53 | <p>食育基本法に基づき政府として決定している第4次食育基本計画において、「食育基本計画を作成・実施している市町村の割合」についての目標値を定めているため、その進捗を確認する必要があり、市町村のご協力により調査及び公表を行ってきたところ。</p> <p>また、市町村の食育推進計画の策定状況については、食育推進評価専門委員会に毎年報告していることや、閣議決定を要する食育白書において毎年引用していることから正しい情報である必要があるが、作業にご協力いただいている地方自治体の負担軽減の観点から、ご提案にあるように、例えば、計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形とするなど工夫をしてまいりたい。</p> <p>なお、市町村計画の策定状況については、政令指定都市に対しては地方農政局等から直接、他の市町村に対しては都道府県を通じて報告を求めているところであるが、各農政局等に状況を確認した上で、必要に応じ、作業方法の徹底等の指導をしてまいりたい。</p> | <p>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>○ 市町村食育推進計画の策定状況調査については、「計画を策定済みであり、かつ当該計画の有効期間が残っている市町村に対しては、計画に変更がない場合には報告を不要とする形」とする等、市町村の負担軽減の観点から調査方法を工夫していただきたい。</p> <p>○ 毎年、国・県両方から同様の照会が来ている市町村もあることから、そのようなことがないよう、照会結果について国から県へ速やかに情報共有をいただく等の工夫をしていただきたい。</p> <p>○ 市町村食育推進計画の策定状況調査方法をどのように工夫するのか、また、作業方法の徹底等の指導をどのようにするのか、第2次回答において具体的に示していただきたい。</p> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|----------------|---|--|--|
| 54 | 結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化<br>(結核対策特別促進事業実施要綱)<br>【要綱改正】<br>(管理番号259) | 神戸市<br>(厚生労働省) | 結核対策特別促進事業の補助交付申請について、交付申請対象事業に係る計画及び地方公共団体における結核対策全体の単年度計画を作成しなければならず、多大な事務負担が生じていることから、交付申請対象事業に係る計画のみを作成することとし、結核対策全体の単年度に係る計画の作成を廃止するとともに、記載事項を簡素化する。 | <p>結核対策特別促進事業については、補助対象事業の選定に当たって、「都道府県（市・区）における結核と結核対策の概要」（以下、「結核概要欄」という。）や事業ごとの「事業内容」等を記載した「結核対策特別促進事業実施計画書」の提出を求めている。</p> <p>補助対象事業の適切な選定・補助額の算定に当たって、個別の事業の事業内容等のみならず、各自治体における結核対策の概要や課題を考慮する必要があるため、結核概要欄は必要である。</p> <p>一方で、結核概要欄には、各自治体の結核対策の概要がわかるよう記載いただければよいものであり、各自治体において策定している複数年の計画の内容に特段の変更がない場合について、当該計画の内容を単年度版に作り直したものを見直すことで、地方公共団体の負担軽減を図るべきではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|----------------|--|--|--|
| 55 | 耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと<br><br>(建築物の耐震改修の促進に関する法律)<br>【法律改正】<br><br>(管理番号260) | 神戸市<br>(国土交通省) | 社会資本整備総合交付金の交付対象事業の一つである住宅・建築物耐震改修事業の要件となっている耐震改修促進計画を廃止するなどし、同計画の記載内容を包含する社会資本総合整備計画のみを交付金の要件とする。 | <p>住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的であることから、こうした内容を記載した耐震改修促進計画を定めた地方公共団体が当該計画に基づき実施する施策に対して支援するものである。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することができるものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要である。</p> <p>ご指摘の計画策定に係る事務負担については、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 耐震改修促進計画の策定は法律上努力義務とされているにも関わらず、交付要綱により策定を実質的に義務付けていることは過重な義務付けではないか。</li> <li>○ 第1次ヒアリングを踏まえ、社会資本総合整備計画の記載内容により、住宅・建築物耐震改修事業の内容が確認できれば、耐震改修促進計画の策定を交付要件としない方向で早急に検討を進めていただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|----------------|--|--|---------------------------|
| 56 | <p><b>マンション管理適正化推進計画の廃止</b><br/>           (マンションの管理の適正化の推進に関する法律)<br/> <b>【法律改正】</b><br/>           (管理番号261)</p> | 神戸市<br>(国土交通省) | <p>マンション管理組合が作成するマンション管理計画の認定制度を運用する上で、地方公共団体におけるマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、当該計画の策定有無にかかわらず、マンション管理計画の認定制度の運用を地方公共団体の裁量とする。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 56 | <p>地方公共団体の地域性に応じて、マンション管理において求められる観点や水準が変わってくることから、推進計画に記載される都道府県等マンション管理適正化指針に適合していることを認定基準の一つとする必要がある。</p> <p>地方公共団体が本認定制度による適正管理の誘導策を講じ、重点的にマンションの管理適正化を推進していく上では、推進計画を作成できる程度の一定の施策の実施体制が整っていることが望ましく、また、その方が認定管理者等に対する適切な監督も期待できる。</p> <p>なお、推進計画の策定に当たっては、地方公共団体の事務負担にも鑑み、既存の計画（住生活基本計画や空家等対策計画）の全部又は一部を推進計画として位置づけることが可能である旨、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」（国土交通省作成）において周知している。</p> <p>引き続き、推進計画の作成に関し参考となる情報の提供を積極的に行い、計画策定に係る地方公共団体の負担軽減に努めていく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 計画の策定が実質的な義務付けとなっている。第2次地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しの趣旨から問題があると考える。本認定制度に計画の策定を必須とする必要はないのではないか。</li> <li>○ マンションの管理適正のための施策の実施体制が整っているか、マンション管理者に対する適切な監督ができるかを計画策定ができるかどうかで判断しようとしていることはおかしいのではないか。</li> <li>○ 地域性に応じたマンション管理の観点や水準を取り入れるために、本認定制度の運用として、計画という形式でなくとも、行政手続法上における「申請に対する処分」の審査基準を定め、公表すれば足りるのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針                                | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|----------------|--|---|--|
| 57 | <p><b>中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置付けを不要とすること</b><br/>           (地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について)<br/> <b>【通知改正】</b><br/>           (管理番号262)</p> | 神戸市<br>(総務省)   | <p>地域レベルでの交際交流を推進する目的で策定することとされている地域国際交流推進大綱において、地域の国際交流の中核となる民間組織を地域国際化協会として明示することとされており、これにより当該地域国際化協会に対する助成金について地方財政措置がなされている。一方で、当該大綱の記載事項は、既存の総合計画における記載と重複がみられることから、地域国際化協会について大綱への位置付けを不要とする。</p> | <p>地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めていた点について、認定基準から削除する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようになるとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 回答いただいた内容について、実施するスケジュールについてお示しいただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|----------------|--|--|---------------------------|
| 58 | <p>立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合し、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること<br/>(都市計画法、都市再生特別措置法)<br/>【法律改正】<br/>(管理番号264)</p> | 神戸市<br>(国土交通省) | <p>都市計画マスタープランに立地適正化計画及び総合交通戦略に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定していることとする。併せて、各計画の趣旨を記載した都市計画マスタープランをもつて、補助金等の制度を運用可能とする。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|---|
| 58 | <p>立地適正化計画は、都市計画運用指針（IV－1－3－6）において、「市町村マスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましい。」という記載があるとおり、両者を一体的なものとして作成することは可能である。</p> <p>一方で、立地適正化計画は、その策定により、届出義務対象となることに加え、各種特例措置の要件となることから当該計画の内容については都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。また、市町村マスタープランに都市・地域総合交通戦略の趣旨が含まれている場合には、当該市町村マスタープランをもって都市・地域総合交通戦略とみなすことが可能であるが、補助金等の制度の運用に当たっては補助金等に関する要綱に掲げる要件を満たす必要がある。</p> <p>このように、上記要件を満たしたうえで、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略と一緒にして作成された市町村マスタープランであれば、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略としての性質を有することから、各計画に基づく補助金等の制度の運用は当然に可能である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市計画マスタープランに立地適正化計画、及び都市・地域総合交通戦略の趣旨や補助金等の制度を運用するにあたって必要な記載事項が盛り込まれており、当該都市計画マスタープランが住民への合意形成プロセスや公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえた手続を経たものであれば、当該都市計画マスタープランを策定していることをもって、立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略を策定していることとみなし、補助金等の制度を運用することが可能な旨、通知等で明確に示していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|----------------|--|--|---------------------------|
| 59 | <p>地方公共団体において独自に策定している防災に関する計画について立地適正化計画における防災指針とみなすこと</p> <p>(都市再生特別措置法)<br/>【法律改正】</p> <p>(管理番号265)</p> | 神戸市<br>(国土交通省) | <p>地方公共団体において防災に関する計画を策定している場合には、立地適正化計画において定めることとされている防災指針を策定することとする。</p> |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|---|
| 59 | <p>防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。</p> <p>そのため立地適正化計画の内容の一部である防災指針の策定については、都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 地方公共団体において独自に策定している防災に関する計画について、必ずしも都市再生特別措置法第81条第22項の手続に限定せずとも、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定されているのであれば、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなしても、制度の趣旨に反するものではないのではないか。</li> <li>○ 「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された災害に対する計画がある地方公共団体については、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなすことを可能とするとともに、立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の適用を受けることを可能とすべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|----------------|---|---|---|
| 60 | 文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化<br>(文化財保護法)<br>【法律改正等】<br><br>(管理番号266) | 神戸市<br>(文部科学省) | 文化財保存活用地域計画について、文化庁長官の認定を受けるための資料作成等の手続を簡素化する。併せて、地方自治体の実情に合わせ、記載事項や構成等の計画の内容に独自性を持つことを可能とする。 | 文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、地域の実情を踏まえた独自性のある計画作成を趣旨としている。法定の記載事項は、文化財保護法第183条の3第2項各号に掲げる事項であるが、計画について文化庁長官の認定を受ける場合には、法律上の特例措置が講じられるため、同条第5項各号に掲げる基準を満たす計画とすることを求めていた。文化庁では、地域の実情を踏まえた適切な計画作成が円滑となるように、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」を参考として作成し、公表している。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手續は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 法律上の特例措置等の内容に比して、計画策定の負担が著しく過度なものとなっているのではないか。</li> <li>○ 既に計画を策定した地方公共団体に対し、計画策定に係る負担等の実態を調査し、結果を第2次ヒアリングで示していただきたい。</li> <li>○ 計画策定に当たって過剰な負担を地方公共団体にかけないよう、例えば、左記指針の中に「記載の簡略化」について記載するなど、負担軽減策を講じるべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|----------------|---|---|---|
| 61 | <p><b>所有者不明土地対策計画について他の計画との一体的策定を可能とすること</b><br/>           (所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法)<br/> <b>【法律改正】</b><br/>           (管理番号267)</p> | 神戸市<br>(国土交通省) | <p>令和4年に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律において市町村が策定できるとされた所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画又は空き家対策総合実施計画との一体的な策定を可能とする。</p> | <p>所有者不明土地対策計画は、令和4年法律第38号による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「改正所有者不明土地法」という。）第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されていれば、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である。</p> <p>また、改正所有者不明土地法の施行に向けて、改正所有者不明土地法第3条に定める基本方針に所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項を追加するほか、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きについても策定を予定している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 第1次回答において、所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能とのことであるが、その旨を通知等で明確にするべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|---|----------------|---|--|---|
| 62 | 市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと<br><br>(学校教育の情報化の推進に関する法律、教育基本法)<br>【法律改正】<br><br>(管理番号268) | 神戸市<br>(文部科学省) | <p>学校教育の情報化の推進に関する法律（令和3年9月施行）により、国が定める計画（令和4年6月中旬以降に決定予定）を基本として地方公共団体の策定が努力義務とされている学校教育情報化推進計画について、既に地方公共団体が策定している教育振興基本計画において「ICT利活用のための基盤の整備」についても記載しており、目的や内容が重複していることから、当該計画は廃止する。または、当該計画について、今後財政措置の前提条件としないこととする。</p> | <p>学校教育情報化推進計画は、学校教育の情報化の推進に関する施策について総合的に定めるものであることから、GIGAスクール構想によりハードの整備が進んでいても、計画策定の意義はなくなっていない。</p> <p>各自治体における教育振興基本計画等の他の計画をもって都道府県等学校教育情報化推進計画に代えることは可能と考えており、通知等により周知したい。</p> <p>都道府県等学校教育情報化推進計画の策定を財政措置の要件とすることは考えていない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 計画策定・改定の時期や進め方は自治体の裁量によること、計画策定を財政措置の要件とはしないことも含め、通知等により明示するべきではないか。</li> <li>○ 議員立法であっても、GIGAスクール構想の進捗も踏まえ、今一度状況を検証し、計画の在り方について検討していくべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案  | 提案団体<br>(関係府省)     | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|---|--------------------|---|--|---------------------------|
| 63 | <b>国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止</b><br>(公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)<br>【通知改正】<br>(管理番号270) | 神戸市<br>(総務省、文部科学省) | 個別施設計画について、補助金の要件とされており、それに伴った計画の策定・変更が必要となることから、地方公共団体の負担となっている。そのため、個別施設計画を補助金の要件とすることなく、他の既存計画の活用なども含め、当該補助金制度の設計を見直す。 |  | 次頁のとおり                    |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|---|
| 63 | <p>＜総務省＞</p> <p>公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用の要件としている。</p> <p>なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」（令和4年2月28日）においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、（略）計画等の策定を求めることが自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。</p> <p>＜文部科学省＞</p> <p>「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。</p> <p>このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。</p> <p>学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。</p> | <p>提案募集検討専門部会からの<br/>主な再検討の視点</p> <p>＜共通＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> </ul> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>＜総務省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うための要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。</li> </ul> <p>＜文部科学省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省) | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|----------------|--|---|---|
| 64 | 都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し<br><br>(健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律)<br>【告示改正等】<br><br>(管理番号275) | 愛知県<br>(厚生労働省) | 都道府県が定める都道府県健康増進計画及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について、計画期間を現行の10年から、12年とする。 | 都道府県健康増進計画及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の前提となる国が定める次期の基本方針（次期国民健康づくり運動プラン、次期歯科口腔保健の推進に関する基本的事項）の期間については、他の計画期間も踏まえつつ、今後検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 令和5年度中に都道府県健康増進計画の次期計画を策定する必要があるため、都道府県健康増進計画及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の前提となる国の次期基本方針の計画期間について、令和4年度中に結論をお示しいただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)         | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針 | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点 |
|----|--|------------------------|--|--|---------------------------|
| 65 | <p>交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること<br/>(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)<br/>【法律改正等】<br/>(管理番号279)</p> | <p>愛知県<br/>(文部科学省)</p> | <p>地方公共団体が交付金の交付を受けるため作成が必要な施設整備計画を、個別施設毎の長寿命化計画（学校施設の長寿命化計画）及び建築計画の作成で足りるものとする。</p> |  | <p>次頁のとおり</p>             |

|    | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|---|--|
| 65 | <p>施設整備計画は、平成18年に公立学校施設整備に係る国庫補助金を交付金化した際に導入されたものであり、地方公共団体は、同計画の範囲内で年度間の事業量の変更や事業間の経費の流用等を行うことが可能となるとともに、客観性・透明性の確保の観点から同計画を基に事後評価を行うなど、交付金化に伴う地方公共団体の裁量拡大の基礎としての位置づけを有している。</p> <p>施設整備計画には、文部科学大臣が定める「公立の義務教育諸学校等の整備に関する施設整備基本計画」に即して、老朽化対策や安全・安心な教育環境の確保、教育環境の質的向上等に係る目標とその達成のために必要な事業、施設整備計画の評価に関する事項等について盛り込むことを求めている。他方で、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）は、各地方公共団体が学校施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するために策定するものであるため、学校施設整備に係る具体的な目標及びその達成のために必要な事業並びに実施した事業に係る事後評価について明示的に記載することが求められているわけではない。従って、施設整備計画を個別施設計画で代替させることは困難である。</p> <p>また、建築計画は、文部科学省が各地方公共団体において次年度に実施予定の事業を把握し、次年度予算要求の検討に向けた基礎資料とするなどの目的から、毎年度作成を依頼しているものであるが、これにより把握している内容はあくまで調査時点における予定に過ぎずその後の交付決定等の内容とは異なる。前述のとおり、学校ごとの整備事業について施設整備計画に記載されていることが事業間の経費の流用の基礎となることに鑑みても、施設整備計画を建築計画で代替させることも同様に困難である。</p> <p>なお、学校ごとの整備計画等の情報を建築計画で代替することが困難な状況において、施設整備計画を個別施設計画で代替させた場合、個別施設計画に学校ごとの詳細な整備計画等の情報を盛り込む必要があり、この場合、学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする度に個別施設計画を改訂する必要が生じ、かえって自治体負担の増加につながる恐れがあると考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 施設整備計画、建築計画、個別施設計画の3計画について、それぞれ内容や項目が類似しているが、地方公共団体が補助金の申請等を行う際に、これらの計画を本当に策定する必要があるのか、3計画のあり方を改めて見直していただきたい。</li> <li>○ 建築計画の策定目的が予算要求に向けた需要調査であるならば、各施設の情報を細かく「計画」という形に落とし込ませて提出させる必要はないのではないか。調査方法の見直しと合わせて、施設整備計画への統合等を図るべきではないか。</li> <li>○ その上で、法定計画である施設整備計画については、個別施設計画と重複する項目は削除するなど、スリム化を図るべきではないか。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)           | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針  | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点  |
|----|--|--------------------------|--|---|--|
| 66 | DV防止法に基づく都道府県基本計画について都道府県男女共同参画計画と一体的に策定可能とすること<br><br>(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、男女共同参画社会基本法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)<br>【通知改正】<br><br>(管理番号281) | 群馬県、全国知事会<br>(内閣府、厚生労働省) | DV防止法に基づく都道府県基本計画について、市町村の場合と同様に、都道府県男女共同参画計画と一体的に策定することを可能とする。<br><br>また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に基づく都道府県基本計画も一体で策定できるよう、基本方針に明確にする。 | <p>令和2年度の通知により、配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画及び市町村基本計画（以下「配偶者暴力防止基本計画」と総称する。）について、「政策的に関連の深い他の計画等と一緒にものとして策定することが可能であること」を整理している。現在でも、地方公共団体の判断により、配偶者暴力防止基本計画と、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画と一緒にものとして策定することは可能である。</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行日は令和6年4月1日となっており、今後検討することとなるが、当該都道府県基本計画を作成する際に既存の都道府県基本計画と一緒に策定することを可能にすることも含め、可能な限り業務負担が生じないよう配慮したい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とする原则とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律における計画について、施行にあたって、配偶者暴力防止基本計画及び都道府県男女共同参画計画と一緒に策定ができるように通知等により明確化していただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                 | 提案の概要  | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|--------------------------------|--|--|---|
| 67 | <p><b>医療計画と関係計画との統廃合等</b><br/>           (健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、医療法、がん対策基本法)<br/> <b>【法律改正】</b><br/>           (管理番号282・283)</p> | 全国知事会、群馬県/全国知事会、三重県<br>(厚生労働省) | 医療計画の一部と都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画には内容の重複が見られるため、統廃合や一体的の策定を可能とすること等の合理化を行う。 | <p>都道府県循環器病対策推進計画の策定過程において、医療計画等の他の計画と重複する内容がある場合については、各都道府県において、一方の計画で、他方の計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することは差し支えない。</p> <p>都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画に、医療計画に記載するべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとしても差し支えない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</li> <li>○ この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 本件提案が対象とする各計画は相互に一体的に策定することが可能である旨を、都道府県に通知等により速やかに周知すべきではないか。</li> <li>○ がん対策基本法の制定から一定期間が経過しており、各都道府県においてもがん対策が一定の成果を挙げていることを踏まえ、都道府県がん対策推進計画を個別に策定する必要があるかどうかを含め、同計画の今後の在り方について検討いただきたい。</li> </ul> |

|    | 提案   | 提案団体<br>(関係府省)                             | 提案の概要   | 関係府省からの第1次回答の概要<br>※フォローアップ案件は当該年の対応方針   | 提案募集検討専門部会からの<br>主な再検討の視点   |
|----|--|--|---|--|---|
| 68 | <b>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止</b><br>(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)<br><b>【法律改正】</b><br><b>&lt;R3年フォローアップ案件 (管理番号128) &gt;</b> | 和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合<br>(厚生労働省) | <p>国の基本方針及び献血推進計画に基づき定めるものとされている都道府県献血推進計画について、「献血により確保すべき血液の目標量」は、採血事業者が定める献血受入計画における「献血により受け入れる目標量」と異なる目標量を設定する余地はなく、また、計画を策定しなくとも、献血の推進に関する施策について普及啓発等が可能であるため、都道府県の計画策定を廃止する。</p> | <p>都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。<br/>           この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</li> <li>○ 地方公共団体をはじめとする関係者の意見を十分聞いた上で、都道府県献血推進計画の策定義務の廃止や計画期間の柔軟化等について引き続き検討を行い、令和4年度中に結論を得ていただきたい。</li> </ul> |